

第十二部

(六二四)

第一回 参議院鉱工業委員会會議録第二十六号

付託事件

- 石炭生産確保に関する陳情(第二百一十一号)
- 自轉車の價格改訂に関する陳情(第三十四号)
- 石炭増産運動に関する陳情(第四十四号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第七号)
- 炭鉱國家管理に関する陳情(第四百十四号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第八十三号)
- 石炭政策審議會設置に関する陳情(第九十五号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第二百四十九号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第二百五十六号)
- 臨時石炭炭業管理法(内閣提出、衆議院送付)
- 炭炭増産に関する請願(第二百七十一号)
- 配炭公園を即時廃止することに関する請願(第二百八十四号)
- 石炭生産損出補償金支拂促進に関する陳情(第三百七十九号)
- 配炭公園法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 炭炭増産に関する陳情(第四百六十六号)
- 釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進に関する請願(第三百七十九号)
- 生産合作社法制定に関する陳情(第四百四十七号)

- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第四百八十号)
- 東北地方鉄鋼業振興に関する請願(第四百二十四号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第五百六十四号)
- 製塩用燃料割当に関する請願(第五百五十二号)
- 野鍛冶業用燃料増配に関する請願(第五百六十一号)
- 釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進に関する請願(第五百七十三号)
- 北海道における家庭越冬用燃料の價格に関する陳情(第六百三十三号)

昭和二十二年十二月四日(木曜)午前
十時五十三分開会

本日の會議に付した事件

- 臨時石炭炭業管理法案
- 委員長(稲垣平太郎君) それではこれより本日の委員会を開きます。
- 本日から逐條の審議に移ることに相成つておるのではありませんが、その前に小林さんがこの前御保留なすつた新鉱の問題について御質疑がありますので、少し時間をその方へ向けます。
- 小林英三君 先般二十三年以降石炭生産五ヶ年計画の中で、二十三年度の新鉱開発によります出炭が二十万トン、この内容につきまして、新鉱の名前並びにその出炭量を政府委員から御説明を願ひまして、それによりまして改めて商工大臣に質疑をいたしたいことを保留いたして置いたのであります。

が、昨日は丁度委員外の質問も沢山ありまして、私は商工大臣にお伺い申し上げる機会を失いましたので、本日この質疑をお願いしたいと思ひます。

出炭五ヶ年計画、生産五ヶ年計画によりますというのと、我々に配付されておきます資料には、二十三年度におきましては新鉱開発によつて二十万トンの出炭高が出る。それを一昨日でありましたか、先般の委員会の席上で以て政府委員から承りますというのと、その新鉱の名前は遠幌地区が五万トン、三井福住二万トン、それから太平洋地区が五万トン、それから赤平地区が二万トン、沖ノ山が一萬トン、第一小倉二万トン、杵島炭が三万トンというように承つたのであります。向うその際に私は併せて、これは果して新鉱であるか否やという質問を申し上げて置いたのであります。これは新鉱であるというようにお話をいたしましたのであります。これによりまして調査いたしましたのであります。私も、これらのもので、中には新鉱もありますが、すでに数年前から新鉱をいたしておるのが沢山あります。先ず第一に新鉱と言われたことは、どういふわけでしょうか。新鉱としておるものを新鉱と言われたか、それを商工大臣から、或いは精しい政府委員から承りたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 新鉱の解釈でございますが、新しい地区に新しい石炭を興すために始めましたものを新鉱と一應考へておるわけであり

まして、從來稼行を行なつておりまする地区について、その坑道の中に、はたから又大きく坑道を開くというようなもの、いわゆる拡張というように考へておるわけでありますが、そうでない新しい炭層に向つて新しく坑道を開けて生産を開始するといふものを一應新鉱という範疇に入れて考へておるのであります。

○小林英三君 例へば、私が申し上げたのは、遠幌地区であります。遠幌地区の方は、これは夕張の経営でありまして、すでに昭和十九年から開坑いたして着炭しておるということが私の調査にあるのです。昭和十九年からも着炭しておるものを新鉱というのとは、どういふわけでしょうか。これをいふのです。

○政府委員(平井三郎君) 今申し上げましたような範疇に、昭和十九年から着手いたして新鉱の開発に着手をいたしておつたということ、この出炭予定はいわゆる従来の、現在通常の出炭ペースに入つておる山でなく、新規に開発された山からの出炭予定を計上しておるわけでありまして、従つてその本年度出炭されるというものが、新らしく開発する意図を以て、十九年度から実施されておつたということでありまして、その生産が五万トンと見込みましたものは、これはやはり新鉱の部に入れることは、この範疇から考へて適當であるというように見ておるわけでありまして、この新鉱開発計画というものが今後新しく着手をいた

す。今後新しく計画をいたして着手をいたすといふもののみでなく、いわゆる従前から計画しそれに着手していたもの、只今申上げましたような新鉱という部門に入れることの適當なものについては、その生産分を新鉱の分に計上した次第であります。

○小林英三君 どうもその点がはつきりしないのですが、例へば沖ノ山のごときものは八年前からすでに事業に掛かつておつて、そうして今まで斜坑があつて出炭し得なかつたんだが、それですでにやつておるということになつておるのですが、こういうふうになつておるようなものを新鉱と名付けて、その取扱はどういふことを限界として、新鉱とか旧鉱とかいうことを區別つけるのですか、それがはつきりしないのです。

○政府委員(平井三郎君) 私共が予定しておりますものは勿論、現在開発に着手し一部着炭をしたという程度のもは含んで、この分の出炭を見込んであるわけでありまして、八、九年前から計画いたしましたので通常の生産ペースに入つておるというようなものを入れておりません。

○小林英三君 それでは、大体その辺の解釈は分りました。次に私は第一小倉炭、これは二万トンを昭和二十三年、來年度は予定しておるのであります。この第一小倉炭はいつ頃許可になりますか、採掘権は……。

の鉱業権の許可につきましては、これは余程前に鉱業権として登録されておるわけでありませう。

○小林英三君 第一小倉炭鉱ですね。

○政府委員(平井三郎君) さううであります。

○小林英三君 余程前とは、いつ頃、何年頃に許可になっておりますか。

○政府委員(平井三郎君) 第一小倉炭鉱を開発いたしまする地区は、大体海底に炭層がございますが、その間の地区に、二、三ヶ月前でしたか、一つの鉱区が設定されました次第であります。その分は極く最近のことでありませう。

○小林英三君 日にちをはつきりおつしやつて頂きたい。二、三ヶ月前ですか。

○政府委員(平井三郎君) 大体二、三ヶ月前のように記憶しております。

○小林英三君 それから第一小倉炭鉱の施行案の許可はいつ頃ですか。

○政府委員(平井三郎君) 施行案の許可はまだしておらんとします。

○小林英三君 施行案の許可はまだできていないのですか。

○政府委員(平井三郎君) さううであります。

○小林英三君 そうすると、二、三ヶ月前と申しますと大体七、八月頃に許可になつておりますか。

○政府委員(平井三郎君) 七、八月頃の問題だと思ひます。これは採掘権でなく試掘権の方でございます。まだ施行案というようなものも出て参らないのでございます。

○小林英三君 次に水谷商工大臣に伺ひたいんですが、私の聞き及ぶところによりますと、第一小倉炭鉱の許

可を得ました権利というものは、これは九州の小倉市の市街地の下である。そしてこの権利を取ることと関係ないとして、すでに小倉炭鉱、第一小倉炭鉱でない別の炭鉱である小倉炭鉱といふものが、数年前に、一年くらい前にありましたか、はつきり覚えておりますが、とにかく小倉市の市街地の下……小倉市を併せた新鉱として、海の中までずつと鉱区の権利を出願いたしました。而もその新鉱につきましては、アメリカの星條旗にも載りました。い

わゆる第二の三池炭鉱、日本における最も優秀なる炭鉱、最も優秀なる優良炭の出るところの炭鉱として、その当時新聞紙上に、或いは雑誌に世界的に発表された新鉱区であります。その時にその当時の政府は、その中で小倉市の市街地の下になつておる部分、これは公害を害するといふ公害地であるので、その小倉市の地下に相当する部分だけはオミットして、それだけを許可しないで、海の中に突出したところの新鉱といふものを炭鉱に許可をした。そういたしますと、この日本の最も有数なる第二の三池とも称さるべきこの小倉炭鉱の新鉱につきましては、これを掘るにはどうして地下を通つて、そうして海底を掘つて行かなければならぬ、そのためには小倉市の下を通つて通路を設けて、そうして海底まで掘つて行くといふようなことに相成るのであります。私が先ず第一番に商工大臣にお伺ひたいのは、元の政府が小倉炭鉱の出願に対して、而もこ

ういう最も日本の産業力の基礎になりまする優秀なる石炭の採掘できるこの新鉱に対して、小倉市の市街地の下はいわゆる公害地なる故を以て不許可にし

た、そしてこの石炭の増産に最も必要なるべき採掘権に対して、わざわざ小倉市の下を通る通路を設けるにあらざれば新鉱の開発はできないという、こういうような犠牲を忍んで、当時の政府はその土地だけは許可をしなかつた。然るにこの第一小倉炭鉱をい

わゆる新鉱開採に政府が報告いたしております。第一小倉炭鉱は来年二万ト

ンという予定をしております。さううであります。この第一小倉炭鉱のい

わゆる権利といふものは、どこであるかといへば、別の会社の小倉炭鉱がすでに出願をして、そうして世界的に有名である新鉱の中に含まれておる、それを公害地なる故を以て許可をしなかつた、拒絶したものを、第一小倉炭鉱はその同じ場所を出願して、そうして小倉市の市街地は新鉱として許可されておる。これはどういふような法規によつて、元の政府が許可しなかつたものを、社会党内閣の水谷商工大臣は、何によつてこれを許可されたか。どういふ法文によつてこれを許可されたのか、はつきり伺ひたい。

○國務大臣(水谷三郎君) それは商工局長の關係でありまして、許可する

○小林英三君 それをはつきり……商工局長の關係だとおつしやるか、併し

○國務大臣(水谷三郎君) それは私の責任ですが、今あなたは何故許可したかといふことですか、許可したの

○小林英三君 私は今の商工大臣の御答弁は甚だ不可解だと思ふ。苟くもそ

ういう新鉱を……而かも世界的に有名な、第二の三池にも比較すべき新鉱、それを一旦不許可にした、その同じ部分を、政府が許可するには余程これは重大なる取扱をなすべきであると思ふ。それを今商工大臣は、私は知ら

○國務大臣(水谷三郎君) 只今小林さんの御質問は、商工大臣としては、地方商工局長に委譲した権限に基づいてやつたことであるので、前の政府で何故許可しなかつたかといふことは私は知りません。今度の政府で許したのは、地方商工局長として許すべきだと思つて許したのであります。その善悪に關しては、私が責任を負いま

○小林英三君 私の聞きましたのは、この國管案に對しまして、政府は新鉱開採云々といふことを常に言われておる。新鉱を開発することは勿論結構でありますけれども、私の今申し上げたような、小倉炭鉱の新鉱といふのは、日本を代表しては世界的に最も有名で、將來を嘱目されておる新鉱である。そういう新鉱の開発につきま

○小林英三君 私は今の商工大臣の御答弁は甚だ不可解だと思ふ。苟くもそ

審議の前に申上げるのでありますけれども、この石炭の國管案に絡みまして余程重要な問題だらうと思ひます。日本の國が石炭を三千万トン今年度は確保しなくてはならぬと大騒ぎをしておりますけれども、こういうような、三池炭鉱にも匹敵するような新鉱を発見して、その新鉱が、現在の商工省によつて許可されました第一小倉炭鉱の許可によつて、この採掘が危ぶまれておる、こういう問題がここに起つて來て

あります。小倉市の右側に小倉炭鉱がありまして、小倉市と小倉炭鉱の間の海の中に第一小倉炭鉱が発見されておる。その小倉市の下を潜らなければ立派な新鉱の開発はできない、それを一旦不許可になつたものを、この内閣は許可しておる。そして今日小倉炭鉱が、是非、君の方の許可はそれでいいが、その下に通路を開けて、そうして石炭の増産に邁進させて貰いたいといふことを今交渉しておる。ところが絶対に應じない。話に聞きますと、何千万円金であるなら買つてもいい、地下に通路をつけるのはいい、買取るならいいといふことを今言つて非常に闊着を來しておるのであります。水谷商工大臣は命にかけても石炭の増産をやる、而もこの國家管理にあらざれば石炭の増産はできない、自分は命にかけてやる。これは結構であります。併し私はこ

○小林英三君 私は今の商工大臣の御答弁は甚だ不可解だと思ふ。苟くもそ

○小林英三君 私は今の商工大臣の御答弁は甚だ不可解だと思ふ。苟くもそ

るによりますと、第一小倉炭鉱の許
わゆる公害地なる故を以て不許可にし
○小林英三郎 昨は今の商工大臣の御
答弁は甚だ不可解だと思ふ。苟くもそ

思いますが、この委員会の席上におい
てこの点をつきりさして貰いたい。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今小林
氏の言われたような事情によりまし
て、昭和二十三年度における小倉第一
鉱の計画二万トンの妨害になるとい
う点が事実でありますならば、私の責任
においてそれは早急に解決いたしまし
て、そこに掲げる二万トン出炭目標に
妨害にならないように、私の責任にお
いて解決いたします。

○小林英三郎 それから尙私は非常に
心配しておりますことは、政府の新鉱
開発の将来の、來年度の予定、五ヶ年
計画によりまして、二万トンというこ
とをいつておる、この二万トンとい
うのは、政府のどういふ調査によつて二
万トンというものができたか、私の知
れる範囲内におきましては、絶対にこ
れはできないということでありませう。

どういふ調査によつて二万トンとい
うのか、ただ机上の想像でやられたの
でありますか、現地の調査によつては
つきりやられたのでありますか、私は
どうしてこういふことを聞きますかと
いうと、どうも政府の我々に対する指
導というものは、机上で想像でやられ
たように思われるのが残念である。現
に私は、二十万トンということをやつ
ておるが、外の炭鉱は別として、小倉
炭鉱というはつきりした問題について
二万トンを計上されておるが、こうい
うことは可能であるかどうか、若しこ
れが事実であることができると確信
したならば、どういふはつきりした調
査によつて、現地の調査によつてやら
れたのかというのを聴きたい。

○政府委員(平井三郎君) その新鉱
の開発の問題につきましては、從來各

商工局等からの調査報告等に基きま
して、新鉱の開発計画を立てまして、
二萬二十万トンというものを予想して
おる状況であります。併し只今申上げ
ましたように、その鉱区の中に新らし
い試掘権の設定がございましたので、
これらを解決いたしまして二万トン程
度の出炭を得たいというように努力を
いたすつもりであります。尙この新
鉱の計画につきましては、先般御説明
申上げましたように、更に詳細に企業
化に關する具体的な調査を尙実施
いたしまして、これを確実にやつて行
きたいというように考えておる次第で
ございます。

○小林英三郎 私が聴きたいのは、市
街地の下にある鉱区は、市街地の下が
どうして掘れるかというところは、簡単
に素人から考えても分るのです。それ
を國会の、而も専門の常任委員である
我々のところへ二十万トンの計画は、
他のところもそうだろうと思ふが、特
に第一小倉炭鉱については二万トンは
來年度は出すと言つておる。それを市
街地の下の許可しないものを政府は許
可しておつて、而もその市街地の下を
掘つて行くのは、どうして掘るのか、
どういふことから二万トンと判定でき
るのですか。

○政府委員(平井三郎君) 御指摘の
ように市街地の下の一部掘鑿して行く
ような計画になりますので、更に今
申上げましたように小倉炭鉱といたし
まして海底に鉱区を持つておるわけで
あります。その海底に通ずる坑口を掘
鑿して行くわけでありませう。その間に
第一小倉炭鉱と調整をつけるという問
題が新たに惹起されたもので、その
点につきまして、只今商工大臣が仰せ

になつたような方法によりまして、両
者の調整を図つて行きたいというよう
に考えておられて、成るべく小倉市
街に掛からんように、一部は掛かると
思いますが、掛からんようにいたしま
して、計画を進めて参りたいというふ
うに考えておるわけでありませう。

○小林英三郎 只今私が質問しまし
た中に、約十餘の新鉱の名前が言われ
ておる。新鉱というものは、本年の七
月か八月か、二、三ヶ月前に許可した
ものが、直ぐ來年から二万トン出すと
いうことは、我々素人が考えたつて想
像のつかないことであります。殊に今
の遠眺などは、十九年にやつておるや
つて新鉱として今やつておる、八、九
年前にやつておるものが新鉱として言
われておる。殊に私は九月十五日の防
長新聞に、第一小倉炭鉱の株の公募が
してある。これは推定埋藏量二千万ト
ンとしておつて、そして大石松男と
いう人が代表者となつて、九月十五日
の防長新聞に株の募集を今しておる。
そういうものが、どうも市街の下であ
つて、話を聞きますと、堅坑六百尺も
掘らなければ何もできないというよう
な立場にある、それが來年度から二万
トンというのは、それはどういふこと
から出たのですか。

○政府委員(平井三郎君) 今ここで
開発を予想しておりますのは、今お説
みになりましたのは第一小倉炭鉱であ
りますが、その会社ではございません
で、數年前でありますか、十年くら
い前でありますか、鉱区を設定してお
ります小倉炭鉱がこれを実施いたすと
いう計画でございます。先程申上げま
したように、その海岸に至ります鉱区
の丁度中間地区に、今会社の設立を企

図しておりますものの試掘権が設定さ
れるという状況であります。その間に
掘鑿する坑道の坑道をつけるとい
う問題が起りますので、これを、只今
商工大臣が申上げましたように、商工
大臣がこれを解決して速急に実施に移
して行くというふうに考えておる次第
であります。

○小林英三郎 それではこの間新鉱の
名前を発表されましたあれは、第一小
倉炭鉱ではなく、小倉炭鉱、こういう
のでありますか。

○政府委員(平井三郎君) その通り
であります。第一小倉炭鉱ではない
のであります。

○小林英三郎 それでは尙おかしいで
はありませんか。第一小倉炭鉱とい
うのは、今の新鉱というものは海の中にあ
る、小倉市の下を潜つて通路を開けな
ければ取れない、それを今の政府が妨
害をして、結果においては妨害をする
ように、それを許しておる。そうして
今は通路は開けない、金でくれ、私は
嫌であります、業者から聞いたので
すが、そういう通路を開ければ新
鉱の開発はできないと言つておる、そ
の新鉱の開発はできないものを、二万
トン出るといふのは尙おかし。

○國務大臣(水谷長三郎君) それは小
林さんに先申しましたように、通路を
あけさせればよい、それは私の責任で
あるからということをやつておるので
あります。それは私は詳細商工局長か
ら聞きませんでした、若し御指摘の
ような点で、ここに示してあるところ
の二万トンというものが、掘れないと
いうことになれば、これは商工局長の
やつたことでも、商工大臣が責任を以
て解決するということになつておりま

すから、要するに今あなたがおつしや
つたように、通路を開けさせればよい
のですし、更に又鉱業法の改正によ
りますれば、そういうものは皆命令し
て、別に金を拂わなくてもやれるので
すから、一切は増産の見地から、私の
責任において処理したい、このように
考えます。

○小林英三郎 今商工大臣は簡単に私
の責任においてその解決をすればいい
だらうとおつしやいます、それは解
決して貰わなければならぬ。確かにこ
れは解決して貰わなければならぬ。併
しこの二万トンを採炭するには、小
倉市の下の通路を作るだけでも容易な
らざる問題であります。私は石炭の問
題につきましては全然素人でありま
す。併し私も外の鉱業には關係してお
りませう、大体想像は付くのであり
ますが、地下に採炭をする通路を作る
だけでもなかなか容易ならざる年月を
要するのです。それを我々に配付され
た資料の中に、小倉炭鉱の新坑の出炭
量として來年度は二万トン計上してあ
るということは、全然粗獷な計算じゃ
ないか。この点はできるのですか、ど
うでしょう。

○政府委員(平井三郎君) 只今の問
題から解決いたしまして、掘鑿を進め
て行くわけでありませう、ここで二万
トンといふことでありますが、相当の
部分は掘鑿でございまして、炭層に
沿つて坑道をあけて行きます。いわゆ
る坑口をあけて、目的とするいわゆる
本當の採炭計画に入る前に掘鑿として
相当量得られるというものが、相当部
分入つておる、そういうものを
いわゆる計算の中に入れておるのであ

○小林英三君 今商工大臣並びに政府委員より、さういふ御答弁がありましたが、私は更にこれを追求めて、これをどうという考えは持つておりません。ただ日本の國におきまして、石炭の増産ということは、何よりも一番の急務であります。殊に私は小倉炭鉱によつて発見された、このアメリカの星條旗にまでも賞讃されているというやうな日本の最も將來性のある小倉炭鉱の新鉱、これを今の内閣になつて全然公害地なるの故を以て不許可になつた部分を新らしい大石某という人に許可した。商工大臣も、私は商工局長がやつたのだから責任はあるが知らんといつておられる。我々の聞き及んだところによると、私は余りつまらない噂を公の席上で発表することは私は嫌いな質であります。深くは申しませんが、ただこれに対しては社会党の國管案に最も関係の深い代議士が閣議をして、さうして商工大臣が御存じの上でこれを許した、さうして今の大石某といふものがこれを新炭鉱として九月の何日に新聞に発表している。今日株價は五十円の拂込に対し、すでにプレミアムが附いて七十五円になつてゐるといふやうな現地の噂も聞いておるのであります。社会党はさういふやうな利権問題については触れない政略であるといふことを私はよく知つております。この問題につきましては天下の誰が聞いても本當に領けるやうな解決をして貰いたい。私の常識的な考えで言いますと、これなんかは小倉炭鉱に当然許可すべきものである。若しさういふ出炭が出るというたしまして、これは前に先願をしてさういふ故を以て許されなかつた、若し時勢の変

化によつてこれを許すならば、むしろ私は元の小倉炭鉱、先願者に許すべきものである。それをさういふやうなつまらない噂を生むやうな結果を現内閣はなさつて、新らしい炭鉱を大石某という人に某々代議士の斡旋によつて許されたといふことを聞き及びまして、さういふ問題には断乎として當つて頂きたいと思ふ。尙通路の問題にいたしまして、或いはこの問題の処理にいたしまして、石炭國管案を繰りまして最も自信のある水谷商工大臣に明快な解決を要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○國務大臣(水谷長三郎君) 別に答弁は求めておられませんが、何らか奥歯に物の挟まつたやうな言い方ですか、私からはつきり答えて置きます。その問題に關しまして何だか利権めいたことが行われたといふやうな噂は全然ありません。それは若しあなたがその点を私に對してこの場合責任ある発言をされたら、私としてもこの点は断乎としてあなたと對決してやります。

○小林英三君 私は今申しましたやうに、噂のことは余り申し上げたくないが、少くとも社会党内閣として我々が想像もつかない、元は不許可になつたものを現内閣は許可しておる、さういふことになつておりますから、この問題に對しては、今あなたがやつたやうに、明快な判断をされて、さうして天下の誰からも少くとも疑いを受けられないうやうな解決を商工大臣として頂きたい、さう思ふのであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) さういふ噂でさういふやうな公の席上において言われることは、私としても非常に心外です。だからあなたがさういふやうな噂をなにして何かその言葉を信じ、責任を以て発言されるというならば、私としてもこの問題は不問にするわけには行かない。その点どうですか。

○小林英三君 私はさういふことがあつたといふことを責任を以て言つておるのであります。さういふ噂が現地に於いても行われておるやうに聞いておるから、この問題については、あなたがはつきりとさういふことはないとおつしやるならば、新鉱の問題、通路の問題、小倉炭鉱の問題、第一小倉炭鉱との間の問題、これを商工大臣によつてはつきりと御解決願いたいといふことを、私は石炭増産のために聞き申しておる。

○國務大臣(水谷長三郎君) 石炭増産のために、私が責任を以て、あなたがおつしやつたやうな事案通りのこととおれば、これははつきり解決するといふことは、これは私が断言いたします。併しながら噂に基づいてさういふ公の席上で言われたといふことは、商工大臣として極めて遺憾であるといふだけの意思表示は、はつきりいたして置きます。

○委員(長瀬平太郎君) それではこれより予定のごとく逐條の審議に移りたいと存じますが、章別に進んで行きたいと存じます。先ず第一章總則について御審議を願います。この第一章については別に御質疑はございせんか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 第一章の第二條にありまする「石炭の掘採を目的とする事業場」といふ、炭鉱の定義がございしますが、これは現場に参りますと、比較的規模の小さな山では、太社と事業場とが殆んど一体になつておるやうな場合が相当ございします。事業場の解を、さういふ小さな山の場合には太社を含めて頂くやうになつておるまいやうか、若しさうなつておるまいやうな場合、さういふ何ともしなればならぬといふやうに考えられるのであります。その点御説明願いたいのではあります。

○政府委員(平井富三郎君) この第二條で炭鉱といふ概念は、いわゆる社会通念によつて決定されるのであります。ここに「石炭の掘採を目的とする事業場」といふ定義をここにいたしましたのであります。小さい炭鉱におきまして太社、事業場一体になつておる場合に、それを含めまして事業場に言つておるわけでありまして、

○岩本哲夫君 只今のことに關聯してお尋ねいたしますが、事業場といふ概念的な社会通念の御方針は分りました。が、大きな山になりますと、第一坑、第二坑、第三坑といふ坑口があるわけでありまして、その炭脈、炭層の次第によつては、これは一般炭鉱の管理を受けるべき坑口と、指定炭鉱の管理を受けるべき炭層、坑口があるだらうと思ふのであります。さういふ場合には、これはこの事業場といふものは、どのような場合にこれを小分けするのやうな都合にありまして、いわゆる一般炭鉱の管理に属すべきものと、指定炭鉱に属すべきものと、いろいろあると思ひますが、これの境界をどのようににいたしたらよいか承りたいと思ひます。

○政府委員(平井富三郎君) 大きな炭鉱になりまして、いわゆる第一坑、第二坑、第三坑といふやうな坑口が複数あるものも当然あるわけでありまして、これらが一つの事業場と見られます。地理的な條件、経済的、採掘上の條件から見まして、一つの炭鉱と見られます。ただ炭鉱によりましては、或る地区において一つの炭脈を経営し、又は他の地区において炭脈を経営するといふ場合があります。甲の炭脈については指定炭鉱に指定をされる、乙の炭脈については一般炭鉱のままでおるやうなことも、当然あり得るわけでありまして、

○岩本哲夫君 その場合は、事業主が負う責任と義務といふことにつきまして、一般炭鉱と指定炭鉱とは、おのづから輕重があるわけでありまして、これに伴う罰則その他いろいろ輕重があるものであります。事業運営の經理上の問題につきまして、いろいろ坑口によつて相違があるのであります。が、さうした問題の混淆の虞れがありはしないかと思ふのであります。これはいかがですか。

○政府委員(平井富三郎君) 業務計画その他が炭鉱ごとに決定されて参りますので、一つの事業会社が、指定炭鉱を持ち一般炭鉱を持つという場合におきまして、その炭脈によつて、政府の管理の仕方が異なつて参りますのは、明確でございします。その点の混淆はないといふやうに考えております。

○岩本哲夫君 只今の説明で分りました。次に、第三條の條文は非常に分りにくい條文であります。一度この趣旨を承りたいことが第一点。

にくい條文でありますが、一度この趣旨を承わりたいことが第一点。

は考えなければならぬ点だらうかと思ひます。現在の融資の状況におきまして、いわゆる現在の炭價で引合われないものは、結果的に見まして、すべてこれを赤字補償をして行くという方針は採らぬという大きな考え方から融資要綱は出ておるのでありまして、いわゆる突き放してしまふという趣旨ではないのであります。炭鉱自体としても経営の合理化を強行して貰いたいという意向に基くものであります。炭鉱の國管が実施されてもいわゆる生産費の切下げ、生産量の増大ということが同時に経営全般の合理化を要求するわけでありますから、やはり國管が実施されても、政府側といたしましては、炭鉱事業主、管理者その他関係者に対しまして、経営の合理化という点は第一に要求して置かなければならぬ点だらうと思ひます。

○岩本哲夫君　そういたしますと、経営の合理化を図つて赤字が出ないようにならなければならぬというのが第一義だと言ひましたが、増炭の方が第一義で、少々の赤字があつても政府は増炭に邁進するといふのと違つて、経営の方が第一義とするのは、増炭の目的と違ふになりませんか。その点

は、いかでしようか。

○政府委員(平井富三郎君) 増炭の方法もいろいろあるかと思いますが、要するに炭さへ出ればよい。幾らその経営が非効率になつても、いわゆる炭さへ出ればいいのだ。言い換へますれば、経営費は幾ら掛かつててもよろしい。労銀は幾ら拂つてもよろしいというやり方で増炭をいたしまして、やはり炭價の面、その他物價政策の面からそこに破綻を生じて来るのであり

まして、増炭を行います場合におきましては、それらとの調整は十分考えて行かなければならぬことだと思えます。増炭を行うにいたしても、現在の全体の経済施策、物價施策、資金に対する施策から考えまして、最大限度に企業を合理化して、能率的な企業の運営をして行くことは、やはり考えて行かなければならぬ事項だと思ひまして、そういう観点から只今の融資要綱が出ておるわけであります。

○岩本哲夫君 余りくどく申すことも
必要ないと思うのですか、どうもその
点が……。政府が新鉱開発その他いろ
いろ資金が必要なら貸してやつて増産
をしようというような意味合から、こ
うした法案なり要綱が出ておるのであ
りますが、若し政府の命令による結果
が思う通りいかんだ、或いは生産協
議会で決議するのか、管理委員会で諮
問するのか知りませんが、詔問の結果
局長が裁定して、局長がこうせい、あ
あせいという命令を事業主に出したた
ために、その事業主は局長の命令に服
さなければならぬわけであります、い
わゆる新鉱開発につきましての努力を
し、事業場を拡張して行かなければな
らんとする場合に、予定が、例えば一
億円で行けると思つてやつたところ
が、もう二千万円出せば出るものが子
の場合に打切られる。その場合にもう
僅かなところだが赤字が起きてもしよ
うがないというような問題はどうもが
つちり来ない、而も政府が補償をしな
ければならぬ通常の損害と私は考える
のであります、どうもこの点が合
点が行きませんが、もう一度ちよつ
と……。

○政府委員(平井富三郎君) 只今の運

轉資金要綱は、いわゆる運轉資金に關するものでございまして、いわゆる通常の経営面における経費の節減、経営の合理化という点を狙つておるわけでありまして、とにかく新鉦の開発、或いはその他新鉦以外の企業の拡張に要します資金は現在におきまして、從來通りの方針によつて貸出を行なつておるわけであります。ただ運轉資金につきましてのみ、いわゆる経営面の合理化という点を強くいたす必要がございますので、只今のような措置を採つておるわけであります。御指摘のような新鉦の開発が一億円掛かる、これがもう二千万円あればいいが、足らなくなつたというような場合につきましては、現在でもその不足額は融資しておるわけでありまして、現在の融資委

員会でやつておりますのは、いわゆる赤字補償、いわゆる経営上の問題から出て来る、能率の点から出て来る問題を中心として抑さえておるので、ありまして、設備の新設、新鉦の開発等に必要とな企業資金というものにつきましては、従来通りの方針で現在でも進んでおります。國管が実施されまして、その点につきましては異なる措置をするということとは考えておらん次第であります。

○岩本哲夫君 運轉資金も事業資金もこれはもう同じわけでありまして、どちらもやはり資金が要る場合におきましては、別に運轉資金と事業資金とがそう区分けされるわけではない。運轉資金即事業資金、事業資金即運轉資金がと考えられるわけでありますが、どうもその点が政府の御見解と遺憾ながら合致いたしませんのであります。殊にこうした場合の融資に關しまする審査

委員会などの顔触れを見ますと、実際を申せばこうだというような、事業主とか炭鉱の管理者というものが、その委員会に入つて、その事情を詳しく説明するといふようなことがこの融資の委員会の中に含まれておらんというような事態から、この経営不能に陥る炭鉱を生ずることがあつても止むを得ないという意味と固執いたしました、非常に冷たい政府の方針、場合によつたらもうどうなるか分らんといつたような、事業主といたしましても腹れを生ずるわけであります、折角の管理法を内容外面とも充実一体化するにつきましたは、この点を何とか変える必要があるように感じますが、この点だけでもう一遍重ねて伺いたいと思ひます。

○政府委員(平井富三郎君) 現在は勿論嚴重ないわゆる監督をしましても、商工大臣から申上げましたように、實際的には行われておりませんし、確實な資金計画等につきましても、設定されておらんわけであります。一方炭酸の赤字というものの実体につきましても、只今監査を実施しておるといふような状況でございますが、國管が牽制されて、一つのはつきりした能力というものが整いまして、具体的に

申上げますれば、石炭局等がいわゆる優秀なエキスパート、それには労働関係もありましようし、資金関係のエキスパートもありましようし、経営面のエキスパートも入ると思いますが、そういうようなはつきりした態勢を以て山の経営というものにつきました、十分な監査を行なつて行くことにいたしますれば、融資自体につきましても、非常に敏活にそこに企業主なり、

炭鉱経営者の意圖する所と政府の意圖する所がびつたりこれは自然に合致して來るといふ意味におきまして、融資等は非常に樂な運営になるのではないか。現在のところでは、こういう本格的な態勢がございまして、いわゆる應急的な措置をとつておりまして、これらの現在とつております運轉資金の貸出の要綱等も國管が実施されますれば、合理的に、円滑に運営されて參るというように考えておる次第であります。

○岩本哲夫君　どうもこの点は疑問を
持つて、氷解できませんが、余りくど
く言いますことも他の議員にお差支に
なりますので、一應打ち切ります。

もう一つお尋ねいたします。故意の妨害者に対しては断乎たる方針を以て臨むということと、労働組合、労働調停整法などとの間聯は具体的に言えほどの、いろいろわけがありますか。

○政府委員(平井富三郎君) 労働関係につきましては、現在のところ、事業主と労働組合との団体協約によつてこれを解決するという方向に進んでおります。而もその進捗状況を見ますれば、最近の出来状況からいいますと、順調に推移しておるようであります。従いまして現在のところでは、これに

時間延長を、例えば法令で強制するといふような措置を講ずる必要がないとしても、労資の団体協約によつて、決定されるべき問題は、この生産協議会の運用によりまして、先づ両者の話合で決めて行くという根本の態度を取つておられますので、この増炭上という措置によつては不可能であるといふこととゞ明瞭になりました場合に、改めてど

いう措置を取るかということは考究すべきであらうと考へておる次第であります。

○岩本哲夫君 私は重ねてこの総帥に、資金、資材を裏付けするような点を入れるべきが妥当であると思ひます。粹だけ固めても、内容が空虚ではいけないのでありますから、これを要望する点と、今申上げます資金融資面におきます点、成ひは融資審査委員会の内容、委員の内容等に関聯する事項等に関聯いたしました、そうした趣旨をこの中に織り込むべきだという意見を申上げまして、第一章に關します私の質問はこれで終ります。

○委員長(稻垣平太郎君) 第一章につ

いて外に……。○小林英三君 第一章の第一條の問題につきましては、只今平岡委員でありましたか、本委員会において質問なすつておりますが、この文章は私はサブヂェクトがどこにあるか分らんために非常に疑問を抱くのであります。が、「産業の復興と經濟の安定に至るまで」という問題であります。これは産業の復興と經濟の安定の成否の標準ということについてこの間平岡委員から聞かれました商工大臣のお答えがあつたようであります。その外私は疑問を抱

きますのは、この石炭の増産計画はもう計画通りに完成してしまつても、産業の復興と経済の安定に至るまではこれをずつと國管案を臨時措置として進めて行かれるのか、或いは石炭の増産によつて、産業の復興もでき、経済の安定もできたということによつて、初めてこれは臨時法案としても、この法案をお止めになるのかどうか、どつたにしてもこの文章では分らんのであ

合致したとせんのであります。殊に
こうした場合の融資に關しまする審査
なりすれば、融資自体につきまして
も、非常に敏活にそこ企業主なり、

によつては不可能であるといふことが
明確になりました場合に、改めてどう

にしてもこの文章では分らぬのであり

ますから、若し私が今申し上げますよう
に、産業の復興と経済の安定、これは
いろ／＼考へ方もありましようが、こ
れは実は商工大臣がお答へになつた程
度のことで、こうなればこの臨時石炭
法案は臨時であつたのだから、これは
もう止めるのだといふふうになさるの
でありますか、この文章だけでは私は
石炭の増産計画が計画通りでき上つて
何千万トン出るようになった。これで
「先ずこういう時期に來まして、こ
の文章だけでは産業の復興と経済の安
定に至るまでは止めないといふように
取れるのですが、若し私がお尋ねしま
すような意味だとすれば、この法律は
石炭の増産によつて「産業の復興と経
済の安定に至るまで」といふ意味のサ
ブデクトがなければならぬと思いま
すが、この点を一つお伺ひいたします。
○政府委員(平井三郎) 「産業の復
興と経済の安定に至るまでの緊急措置
として」といふことは現在のような経
済状況といふものに対処する一つの緊
急措置である。同時にこれが石炭増産
を管理するにしても臨時であるといふ
点を明確にいたしますために、産業の
復興と経済の安定に至るまでの緊急措
置として、いわゆる管理の性格が、産
業の復興の在り方を根本的にみえあ
べしといふ見地から規定したものでな
く、この不安定にありまます経済事情
に対処するための一つの臨時緊急措置で
あるといふことを明確にいたしました第
一であります。即ち商工大臣が申し上げ
ましたように、石炭が四千万トンを超え
るという状況になりました場合におき
ましては、これは貿易その他の関係も
ございするが、大体において経済と
いふものの総合性から言ひまして、経

済の安定、産業の復興といふことが同
時に、又石炭の増産が四千万トン遙か
に超えた状況に安定をいたし、又石炭
が四千万トンを超える生産状況が発生
して、そのベースが確立されるとい
う場合には、他の條件もその間解決さ
れて行くであらうと、こう考へておる
次第であります。
○小林三三三 そうですね、今の
やうな意味は、この法律は石炭の増産
によつて経済の安定ができるまでやる
のだ、こういう意味でありますか。
○政府委員(平井三郎) 石炭のこ
の法律の目的は「産業の復興と経済の
安定に至るまでの緊急措置として」に
懸かるのであります。只今御指摘
のように「政府、経営者及び従業者が
その全力をあげて石炭の増産を達成す
ることを目的とする。」に懸るわけであ
ります。
○大屋三三三 私も一條の精神につ
て、若干の御質問を申し上げます。前
どなたかの質問があつたかも知れませ
んが、大体この総括質問の際におきま
して、総理大臣はじめ商工大臣に、委
員諸君から、この産業の経営の方向と
いふ問題につきまして、いろ／＼質疑
應答があつたのであります。総理大
臣も亦商工大臣も口を揃えて、大体産
業は國有國營といふ線をやりたいので
あるが、全般的の産業を只今直ちに、
その形式で行う意思はないと、石炭に
おいてはこの増産のためには、こうい
う法案に盛り込まれた方式でやるのが一番
いい、こういう信念の下にこの法案を
提出された。こういうことでありまし
たが、この法律の第一條に、臨時に
「産業の復興と経済の安定に至るまで
の緊急措置として、政府において石炭

増産を臨時に管理」するといふ臨時と
いう字が使つてあるのではありません
が、勿論或る一定の所期の目的が完了
したときには、この法律を撤回す
るといふことでございまいしょうか、こ
の臨時といふ字をここに浮上りからし
た半面には、商工大臣のお考えの中
に、やはりこの管理方式を適用される
方が、本質的にはいいのじやないかと
いふやうなアイデアが、落んでおるの
じやないかと、私はこの一條を見て思
うんですが、この点に対して大臣の御
見解を承りたい。
○國務大臣(水谷三郎) いろいろ
重要産業は國有國營でやらなくてはな
らぬので、その前提においてやるとい
ふやうなことを申されましたが、私は
この委員会並びに本会議でそういうこ
とを言つた覚えはありません。これは
大屋さんの何かの誤解じやないかと思
います。それから只今政府において石
炭増産を「臨時に管理」といふこと
は、「臨時に管理」といふことは、
これは管理してはならないといふこ
とである。そういうやうな考えがある
から臨時に管理し、といふことである
といふのであります。そういうやう
なイデオロギーとか觀念とかいふもの
に結び付けたものでないのではありません
で、それは現状に即した臨時の措置法
であるといふ意味で、この「臨時に」
といふ言葉を使つたのは管理してはな
らないものを、臨時措置として管理
するから臨時といふ文字を使つた、そ
ういふやうなイデオロギーを結び付け
た考えではございません。
○大屋三三三 それではなぜ永久にこ
の形式で管理をせずして、臨時におや
りになるというわけですか。
○國務大臣(水谷三郎) それは臨

時立法でありますから「臨時に」とい
うのです。
○大屋三三三 臨時立法であります
が、立法の目的は、石炭の増産をする
といふことが立法の目的であるはずで
あります。そういたしますと、増産
の事が挙げれば、これは直ちに解消す
ると、そういう氣持で立案されたと思
して間違ひないのですか。
○國務大臣(水谷三郎) それは法
文にもはつきり三ヶ年といふことが書
いてありますが、その点で御了承願
ひしたいと思います。
○大屋三三三 それは私も百も承知で
申し上げておるのですが、大体総
理大臣の答弁と、商工大臣の答弁とが
非常に喰ひ違つておるといふ点に主眼
を置いて、実は只今の質問を申し上げ
たのですが、たゞ／＼同僚の堀委員か
ら、この間農林委員の質問に対して総
理のこの御答弁の筆記があるのであ
りますが、ここに読んで見ましよう。
これは、國家のために必要な先手手
初めに、産業の母体である石炭に手をつ
けました。國家が仕事を、そうし
て産業の働きをする、こういう我が國
の民主國としての計画を挫折せしめな
いように、各方面の御協力を仰ぎたい
といふのであります。云々といふこと
で、先ずあらゆる産業に對しまして
やるというところは避けて、この石炭
業にこの管理の形式をやる。只今はそ
の他肥料、鉄鋼等の管理は考へていな
いけれども、この石炭に對して國家管
理をやるというところがここに誤つてお
ります。この総理大臣の觀念と、商
工大臣の觀念と私は喰ひ違つておる所
があると思ひますが、そこは水谷さ

んはどういうふうな総理大臣とあなた
のお考えを從來御協議をなさつており
ますか、そこを承りたい。
○國務大臣(水谷三郎) 私は総理
がどういふことを言われたか存じてお
りません。ただ私が同席いたしました
時には、衆議院の委員会においては、
この石炭を臨時管理するが、外のもの
はやる考へはないといふことを言われ
ておりました。だからそれが頭にこび
りついておりましたので、私は総理の考
えと、私の考へとは少しも矛盾はない
と思ひます。只今御指摘の点でありま
すが、先ず國家管理をやる、石炭企業
をやるという、先ずやるといふことは、
後又やるという意味に探るべきか、
或いは取敢えず石炭企業だけをやつ
て、あとはやらぬといふ意味に探る
のか。これは総理の心境を聞いて見な
ければ分りません。ただ今のお示しの
点程度の速記並びに前に総理が衆議院
の委員会において述べられましたとい
う点から考へますと、そう言う総理
と私の間には何ら喰ひ違ひはない
と、こういうやうに考へております。
○大屋三三三 それはその程度にいた
しまして、字句の点に對して伺ひたい
のですが、第一條に「経営者」といふ言
葉が使つてあります。この「経営
者」といふ言葉は、在來の原委の、修
正された前の二十四條かと思ひます
が、そこそここしく使つていない。
その外に「従業者」といふ言葉が使
てあり、又何條でしたか、二十三條で
ございしたか「業務に従事する者」
といふ字が使つてある。この三つの用
語の定義を一つお示し願ひたい。
○政府委員(平井三郎) ここで
「経営者」といふことは、この條文

の中に随所に現れて参ります。「炭鉱の事業主」という言葉との区別になるわけですが、いわゆる「炭鉱の事業主」というだけでなく、その経営上のスタッフ、具体的に言いますれば、役員というものを含めまして、「経営者」と書くべきとした次第でございます。「従業員」と申しますのは、企業主と雇用関係にある者が「従業員」ということになるわけですが、御指摘の業務委員の選任に關しまして新しい修正案の二十九條であります「業務委員は、当該指定炭鉱の業務に従事する者の中から、炭鉱管理者が、これを選任する。」「業務に従事する者」と書きまして、「従業員」という言葉を使いませんでしたのは「従業員」ということが、事業主と雇用関係にある者ということになりますと、これは役員に在る者は入らない。「従業員」には入らないということになるわけでありまして、併し炭鉱の規模によりましては、いわゆる管理者も役員であり、技術部長も役員であり、或いは生産部長も役員であるという場合も当然予想されますので、ここにおきまして、「当該指定炭鉱の業務に従事する者」と書く書きまして、いわゆる経営者とか、従業員とかいう区別をなくしまして「業務に従事する者」という非常に廣い書き方をいたしました。いわゆる業務の中には当然その炭鉱の業務に従事する役員は業務委員になれる、それを選任しても差支ないという意味を明確にいたしますために書く書いたわけでありまして、

それからその労働委員の選定は従業員からこれを選ぶのでありますが、これは労働条件等につきまして、生産協

議会において承継を要する関係上、現在の経営協議会を引継ぐということになりまして、一般の労働関係法規にありましますに、事業主の利益を代表するものと認められるものを含まない従業員にいたす必要がありましますので、特にその第三項に、前項の従業員には、これを含まないというふうな明確にいたしました次第であります。

○大屋三三 そうですねと事業主というの、会社組織やなんかの職人の者を含んだいゆる俗に言う重役の者でなしに、親方と言ふか、個人経営の単一なる人を指すのですか。

○政府委員(平井三郎) 事業主は個人の場合は明確であります。法人の場合にはいゆる企業自体、法人自体を指すのであります。

○平岡三三 一ついふようですが、この前條で大臣に御質問申上げて、その答を得ておりました、これがたゞ字句の關係でなく、私は事業計画という意味からこの第一條というものが非常に重要性を持つものではなからうかと思ふわけでありまして、即ち石炭増産のために國家といたしましては、全体的に一年、三年、五年というやうな計画を立てますし、各炭鉱におきましては、又一年とか、或いは各三ヶ月というやうな計画を立てて、この計画が本當に實際にマツチするやうな正確な計画を立てなければならぬ筈であります。その正確な計画によつてこれを遂行すべく努力する、これによつて増産ができるわけでありまして、そこでこの第一條にそれが關係いたして来るのであります。大臣並びに政府委員の方は産業の復興及び経済の安定ということの結果的に考へて、即ち年

産四千万トンの石炭を掘り、これを供給するやうになれば、これが産業の復興、経済の安定だといふやうに逆な説明をいたしておられますが、私から申しますれば即ち産業の復興と申しますれば、例へば鉄鋼で言ふならば、これだけの数量を挙げなければならぬ。紙で言ふならばこれだけの数量を挙げなくちゃいかん、肥料で言ふならば、これだけの数量を挙げなくちゃいかん、こういうやうな数量が大体生産できるならば、我が國の産業の復興と言へるだらう。このためには石炭が三千万トン要るのだ。こういうやうな、とにかく一應の我が國の経済の復興といふことの目安を立てなくてはいかんと思ひます。或いはそれは個々の物別でないならば、昭和何年度の我が國の産業状態を、これを以て経済のそのまゝで置き、着けることが経済の復興である。これを達成するために何千万トンの石炭が必要だ。そうするならばその到達するまでは、我が國は何年かかるかといふことをこの前質問いたしましたら、大体五年かかる、こういうやうな説明をなさつたのであります。ところがこちらの六十四條を見ますれば、要するにこの法律の有効期間は三年になつておるのであります。大臣はこれを五年かかるところを三年でやるのだ、こういいますと、事業計画は五年のものを立てるのか、三年のものを立てるのか、五年のものを立てて置いて、そうしてこれを三年で遂行するといふやうなことは、大臣が政治的には申すかも知れませんが、我々が事業をやる場合には、五年の計画を立てれば、五年かかるところから五年の計画を立てる。これをどうして遂行して行くかと

いうことを研究して行くのです。五年の計画を立てて、これをとにかく三年で遂行するやうな計画は立たんわけです。そこで私はそういうやうな大臣の答弁の、私に對する何と申しましようか、政治的答弁と申しましようか、そういう答弁でありましますらば、今まで政府でお出しになつたところの資料統計のやうなものは、どうも私から言ふとでたためのものでなからうかという感じをするわけなんです。率直に三年と有効期間をするならば、三年で以て復興できる、こう考へていらつしてやうな、こうして三年の計画を立てて、これを個々の炭鉱に割り振つてこれを推進して行くべきだといふやうに私は考へるわけでありまして、即ちこの期間をいかに定めるかといふことは、経済の復興をどういふやうに考へるかといふことは、文字的には下らんやうでありますけれども、事業計画というものを國家が立てる場合において重要性を非常に持ちますから、ここをもう一つ御説明を願はしたいと思ふわけでありまして。

○國務大臣(水谷三郎) 只今のお言葉であります。この「産業の復興と経済の安定に至るまで」という場合で、文字の解釈でございますが、それは「産業の復興と経済の安定に至る」といふところをどこで押えるやうかといふことは、これはなかなかむずかしいと思ひます。併しなから産業の復興と経済の安定に至るまでの緒を掴んで、もうこれならばこのまゝずつと押して行けば、月日の経つに従つて産業の復興と経済の安定ができるという工合に、そういう緒という意味でこの「産業の復興と経済の安定に至る」といふことを解釈する場合もありませんし、或いはその中途であり、或いは完全には産業の復興と経済の安定は百パーセントできたのだという解釈の仕様もあるやうな思ふのであります。私は少くとも、この法案を中心としたしまして三年間石炭の増産を達成いたし、まず第一におきましては、産業の復興と経済の安定といふものの目安はこれに立つことができるという考を持つておるやうな次第でございます。従いまして今その他の関係産業に關しまして云々といふお言葉がございましたが、それらは皆全部石炭が或る程度出ますならば、それに應じて復興を復活するといふのであります。石炭は産業のいわゆる母であり、産業のいわゆる食糧であるといふ關係から、このやうに書いたやうな次第であるのであります。

○大屋三三 この第二條に炭鉱の定義が書いてあるが、これは一体どういふことですか。それからこの附屬……

○委員(船橋平太郎) その点は先づきおつしやつたんですが……

○大屋三三 そうですか。それから附屬事業といふことは具体的にどういふことを指すのですか。

○政府委員(平井三郎) 炭鉱の附屬事業と申しますものは、炭鉱に附屬いたしまして機械工場等が相当規模において行われておるやうな場合に、これも一つの事業場の範疇に入れ、或いは電力といふやうなもの、自家発電設備を持つておりますが、そういうものも引つくるめまして、事業場の觀念の中に入れて行くやうに考へております。

○大屋三三 第三條の内容はどういうことを意味しておるのですか。その

「産業の復興と経済の安定に至る」ということを意味しておるのですか。その

○平岡市三君 生産協議会の議を経て
第十二部 鉱工業委員会會議錄第

産協議会のことについて大分お尋ねい
二十六号 昭和二十二年十二月四日 【書

はいわゆる従來の定義付けられました

まだ納得が行きませんが、私の知つて

九 定いたしたものであります。私が申上

げましたのは、実質的にいわゆる労働条件を議する場合においては、経営協議会というような性格は、実質的に引継いで行くというふうに申上げた次第であります。

○榎末治君 そういたしますと、要するにこの生産協議会を、これは法律で強制されるのでありますか、そういう山では経営協議会を要しないといううなあなたの御解釈でございませうか。

○政府委員(平井三郎君) 経営協議会は、この生産協議会において決定されるべき事項については、まあ俗にいう開店休業というような恰好になると思ひます。

○榎末治君 経営協議会はずね。もう一つお尋ねいたします。昨日もなたから委員長に申出があつたと思ひますが、「生産協議会の議を経て」という言葉は随分この法令の中に出ておるのであります。いわゆる決議機関か、でないかということはまだ私共は納得行かぬのでございませうか、昨日板谷さんの発言であつたかと思ひますが、法制局の方のこれに対する御解釈を聞きたい。こういうことでございまして、法制局の御解釈を、午後からでも一つはつきりして頂きませんか、この問題で十分……そういうことでございませうか、むしろなんでしたら午後から法制局の方においでを願つて、これに対してはつきりとした法律上の御解釈をして頂きたいと思ひます。

○委員(稲垣平太郎君) 生産協議会のところ、法制局から来て頂こうと思つておつたのであります。

○大屋三三君 委員長の説に賛成いたします。

(休憩々々と呼ぶ者あり)

○委員(稲垣平太郎君) その点どうぞ私にお任せ願ひます。

○田村文吉君 議事進行についてお尋ねしたいのですが、私の御質問申上げることは十五分か二十分かかると思ひます。まだ外におありのようでありましたら、中食後にお願ひしたいと思ひます。

○委員(稲垣平太郎君) それではこれで休憩いたしまして、午後一時半から再開することにいたします。

午後一時五十分開会
○委員(稲垣平太郎君) それではこれより再開いたします。第一章の逐條審議を続行いたしたいと思ひます。田村委員は何か午前中に……

○田村文吉君 大臣がお見えになりましたらと思つておりましたが、その前に一つ平井さんに伺つておきます。

問題の第三條であります。先刻から度々この問題についての應答が行われたのであります。私ははつきりどうしても呑み込めない点があるので、生産協議会の議を経て定められた事項以外の事項について、「云々」というふうになつておりますが、「生産協議会の議を経て定められた事項以外」というのは、どのような事項が想定されるでしょうか、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) これは労働条件にいたしましても、生産協議会において一定の賃金基準というものを決定いたしました。協議決定いたしましたら、それによつて賃金が支拂われるというようになりますが、生産協

議会において具体的に賃金の交渉がなかつた、或いはできなかつたというやうな場合におきましては、団体交渉によつてこれを決定して行くということになります。これは有効に決まつて行くわけではございません。

○田村文吉君 文章はその通りであります。一体どういふようなことが想定されるのでありませうか。

○政府委員(平井三郎君) これは午前中に申上げましたように、この規定の適用をいたしましては、事業者の全體的な連合会、この点は現在におきましては賃金基準というものが全體的の規模における団体協約で決定されております。そういうやうな団体協約によつて全體的に賃金基準が決定されますと、それに基づきまして生産協議会において具体的にその山の賃金を決定して行くということになるものであります。この管理法が施行されて生産協議会において最も議論されますのは、この全體的の団体協約によつて決定された賃金基準というものを、その山に具体的に適用して幾らになるかというこゝについて生産協議会において協議が行われる。こういうやうな運用になると考えております。

○田村文吉君 全體的の団体交渉によりましてその基準が示され、示された場合にそれに則つて各経営協議会なり生産協議会において協議するといふわけでありませうか、その生産協議会では、それ以外に賃金のことが決められるの、それが外に……ということがあるのでしょうか、このそれ以外といふことはどういふことが例として挙げられるのでしょうかといふことを伺ひたいであります。

○政府委員(平井三郎君) ここにおいて最も予想されておりますのは、今の生産協議会の議を経て定められた事項をいたしまして、労働条件は生産協議会においてこれを決定協議いたしまし、その山の具体的な賃金額については、生産協議会が従来の経営協議会に代つて決められる。従つて全體的の規模によつて決められるということになります。それによつて更にその具体的な適用として、生産協議会において決つて行くといふことを、第三條が狙つておるのであります。これが第三條の一番の狙ひであります。例へば経理の問題、或いは人事の問題におきまして、若し経営協議会において現在こういう人事については諮問をするとか、或いはこういう人事の方針については協議をするといふやうな事項が現在の団体協約にありませうか、そういう事項はこの事業主と労働組合との団体交渉の現われである経営協議会において協議するといふふうに考えております。

○田村文吉君 今例示されましたやうなことは、全部生産協議会にある。それ以外に一体何がありますか。

○政府委員(平井三郎君) 例へば人事につきましては、生産協議会は何も触れておらんわけでありませう。

○田村文吉君 そういたしますと、今御想定になつておられますことは、人事に關するやうなことは、若し問題が起つてもこれで尊重して行かなければならぬ。こういう意味ですか。

○政府委員(平井三郎君) ここにおいて最も予想されておりますのは、今の生産協議会の議を経て定められた事項をいたしまして、労働条件は生産協議会においてこれを決定協議いたしまし、その山の具体的な賃金額については、生産協議会が従来の経営協議会に代つて決められる。従つて全體的の規模によつて決められるということになります。それによつて更にその具体的な適用として、生産協議会において決つて行くといふことを、第三條が狙つておるのであります。これが第三條の一番の狙ひであります。例へば経理の問題、或いは人事の問題におきまして、若し経営協議会において現在こういう人事については諮問をするとか、或いはこういう人事の方針については協議をするといふやうな事項が現在の団体協約にありませうか、そういう事項はこの事業主と労働組合との団体交渉の現われである経営協議会において協議するといふふうに考えております。

○田村文吉君 今例示されましたやうなことは、全部生産協議会にある。それ以外に一体何がありますか。

○政府委員(平井三郎君) 例へば人事につきましては、生産協議会は何も触れておらんわけでありませう。

○田村文吉君 そういたしますと、今御想定になつておられますことは、人事に關するやうなことは、若し問題が起つてもこれで尊重して行かなければならぬ。こういう意味ですか。

○政府委員(平井三郎君) そうであります。その点は甚だ不明瞭であります。さやうなことが想定され、この條文は入つておるのであります。

○政府委員(平井三郎君) これは生産協議会に付議すべき事項はこの法律によつてはつきり書いてございませう。で、そういう意味の不明瞭は運用上起り得ない、ただ生産協議会ができれば従来の団体協約によつて事業主と労働組合との間に団体交渉によつて協議するといふやうな事項があらば、それはそれとして続けられて行くといふことも、同時にこの第三條において明確なのであります。その間曖昧、不明瞭といふ点はない、かやうに考えております。

○田村文吉君 それで、それ以外の例といふことは生産協議会に詳しく出ておりますが、どういふことが一体想定されておるか、それを案は伺ひたいのです。別に言葉尻や何を費す考えでない、どうしてこういう條文が出てくるのか、私は甚だ案は分らないのです。それで一体生産協議会が大体のことは決められるやうになつておるのに、それ以外のことは……ことを御想定になつておるのか、そこで私は繰返し繰返しお尋ねを申上げる次第であります。

○政府委員(平井三郎君) 只今申上げましたやうに、現在企業主と労働組合との間で協議する、或いは経営協議会へ諮問される、或いはその議が決まつて実施されるというやうな事項は必ずしもこの法律にありませう。生産協議会と一致しない。例へば人事については生産協議会は一言半句も触れておらん。その他の事項につきましてもあり得ると思ひます。さやういふものはそのまゝ両者の間の取り極めによつて運用して行くといふことをはつき

○大蔵省三審 委員長の説に賛成した
します。

すれば、それによつて賃金が支拂われ
るといふことになりませんが、生産協

しようかといふことを伺うのでありま
す。

で、この條文は入つておるのでありま
すか。

のはそのまゝ両者の間の取り極めによ
つて運用して行くことをはつき

りいたした次第でありまして、この第
三條の一番の狙いは、先程申し上げまし
た賃金等につきましては全般的の規模に
おいて大体労働基準と申しますか、そ
ういふようなものが決まり、この具体
的な適用が生産協議会において決定さ
れて行く、こゝういふような運用が第三
條が最も予定した点であります。

第二に、今申し上げた両者の団体
協約によつて決まつた事項と、生産協
議会が法的に決めた事項の点
で、山の団体協約の下で異なつた点
があり得るわけでありまして、そゝうい
ふ点についてこゝではつきりいたした次
第であります。

○田村文吉君 尚ほつきりと伺ひい
たしたのであります。が「炭鉱の従
業者が組織する労働組合法に規定する
労働組合と団体交渉をする権限と責任
を尊重しなければならぬ」といふこ
とは全般的の業種別によつて協定する
ことを団体交渉と、こゝに規定する意
思に間違ひないのであります。或い
はそうでなくして各組合ごとに経営協
議会、その他によつて協定したことが
ある。そのことを尊重しなければなら
ないといふ意味も入つておるのか。そ
の団体交渉といふことは全般的の団体
の交渉を尊重しなければならぬといふ
御意味でありますか、その点を一つ明
瞭にお知らせ願ひたい。

○政府委員(平井三郎君) その両方
を含んでおるものと考へております。
○田村文吉君 どうも余りはつきり分
らないようであります。丁度大臣お
見えになりましたから、その問題はそ
のくらいにいたして置きまして、大臣
にお尋ねしたいのであります。が、
午前中に総則の關係がおりますので、

資金、資材に関する事項をこの総則の
中に規定すべきではなかつたかといふ
ことの岩本委員の御質問がありまし
た。その当時價格問題についてお触れ
になつておたのであります。が、増産の
ためには價格が適正になれば増産意
欲を阻害する、こゝういふことになら
ないかと思つておるものであります。
また、その場合に、仮に三千三百
万トンに來年は予定するといふ場合に
は三千三百万トンまで、上から或る程
度の所までバルブラインを引いて、そ
れが三千三百万トン採れるまでの價格
で價段を大体お決めに成る、こゝうい
ふ御趣旨でありますか、この價段の決
め方等についてはどういふお考えを、大
臣はお考えになつておられますか。

○國務大臣(水谷長三郎君) これは炭
價といふものは非常に外の物價に大き
な影響を與えますので、その決め方は
昨日物價廳の第三部長が説明をしたこ
とと思つておるもので、田村氏も御
案内のように商工省におきまして炭價
といふものは今決めるようにはなつて
おらんので、物價廳におきまして全部
決める。勿論それに対して参考意見は
いろ／＼申入れはいたしますけれど
も、決めるのは物價廳で決めるので
す。その決め方は昨日物價廳の第三部
長が申したように御了承願ひたい、
このように思つております。勿論仰せ
の通りに今の経営形態をそのままにし
て置く場合におきまして、價格政策と
いふものが生産増進と大いに影響があ
るといふことは、これは私も同感であ
ります。そこで政府といたしまして
も、最近の炭價でうまく行くか行かな
いかといふことは、すでに九州、山口
も査察を終りまして、常磐、北海道も

これをやつて行くのでありまして、決
して炭價といふものは釘付けにする
といふような考えは持つておりません。
○田村文吉君 價格政策が生産に非常
に重大な關係を持つておることは、大
臣も無論お認めになつておるわけであ
ります。が、物價廳で決めるんだからと
いふことであります。これは又石炭
増産には最も大きな關係を持つのであ
りますので、のみならず、今度これから
補償するといふような場合に、價格に
よつて起つて來る問題は補償しないん
だと、こゝういふような御説明に先般伺
つておるものであります。が、そゝうい
ふと、私伺ひたいのは、一生懸命やつ
ておる、又政府も管理して生産費を安く
上げるように努力をされた、さしたけ
れども、いろ／＼の事情によつて安く
上がらない場合もある。又災害等によ
つて生産費が高付く場合もある。こ
ういふような場合に、或いはさやうな
所に対しては石炭が必要なんだからと
にかく掘らせる。掘らせるが、それに
対しては補償するとおしやるか、或
いは各炭鉱別にでも價段を一々お決
めになつておいてはなる御方針か、或
いは又或る線にバルブラインを引いて三
千三百万トン出するまでの間はこれで行
くか、これ以上はものは、これ以上は
原價の高付くものはもうなくていい
のだ、こゝういふような御方針でおい
でになりますか、現在でもさやうな
でありますか、今度國管になつた場合
にさやういふ点についての、ただ物價
が決めるといふだけで商工省は全然御
關係なしと困るだらうと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 價格の点
につきましては、現在物價廳の主管に
おきまして價格を決定いたしておるわ
けであります。が、勿論商工省といたし
まして、石炭の生産といふことに最大
の責任を持つておる官廳といたしまし
て、石炭の價格をかくすべしといふ意
見は十分物價廳と打合せまして價格が
決定されておる状況であります。今
後この國家管理法が施行されるよう
な場合、或いはこの問題を離れまして
も、今後の石炭生産といふ点から見
ても、炭價はこゝすすべきであるとい
ふ要請は強く出すべきであり、又出して
おるわけでありまして、過般定められ
ました前決の炭價という制度につきま
しても、これは石炭廳といたしまして
は、從來からその点を強く物價廳、安
定本部等に要求して参つた点でありま
す。石炭廳といたしまして價格の問題
は物價廳の問題であるといふ態度でな
く、むしろ実質的に石炭廳が物價廳に
決めさせて行くといふやうな考から、
物價廳とも折衝を續けておる次第であ
ります。

○田村文吉君 この問題は非常に増産
に關係の深い問題であります。こ
の点お伺ひするやうなことに相成るの
であります。が、この後に出て参ります
ところの、例えばこの炭價はもういけ
ないから炭價を止めたい、休止したい
と言つても、一々管理委員會の許可を
得なければはつきりできないのであり
ます。さやうな關係でありますので、政府は
とにかく今掘つておるものが一生懸命
で努力しておる。こゝういふ形が見えて
いる場合に、生産費が高いからお前の
ところは赤字が毎月出ておる。これは
政府は構うわけには行かない。お前が
悪いのだといふやうなことで行かなく
ればならぬのか。併しそれともさやう
いふものは出炭が第一だから、出炭を多

くするために飽くまでも補償してで
もやらせる。こゝういふ運営の御方針を
お取りになるのか、そゝういふ点を案は
伺ひたい。

○政府委員(平井三郎君) 商工省と
いたしまして、又政府といたしまし
ても、現在運轉資金要綱の取つてお
ります措置は、現在までの経過により
ますと、いわゆる炭價で赤字と称するも
の自体につきまして、相当経営を合理
化し、能率を増進させ得る余地があ
ると見ましてあゝいふ運轉資金要綱に
ありますやうな措置を取つておるわけ
であります。具体的な問題といたしま
して、その炭價の生産といふものが、そ
の炭價においてはいかに経営の合理化
を行い、いかに努力しても生産は榮が
らない。その山に對する政府の措置と
いたしましては、炭價の面でそれを正
正して行くか、或いは補給金といふ形
でそれを正して行くか、或いはその
経営自体の経理上の地位と申します
か、責任といふものは或いは國家或
いは公團のごとき性質のものによつて肩
替りをするとか、各種の方法を講じて
生産を維持して行かなければなら
ない、かやうに考へておるわけであ
りますが、ただこの炭價の決定に當りま
して、非常に特殊な事情を捕えまして
すべての炭價が赤字なく生産ができる
といふ場合におきまして炭價の値上り
と、或いはさやういふ特殊な極く例外的
な炭價の生産といふものはむしろ抑え
ても、炭價を低くするといふことの方
が全体的に見て利益であるといふや
うな場合の調整については、おのずか
ら別個でございまして、大体におきま
してその企業経営といふものを十分政府
として監査すべきであり、監査の結

果その当該炭鉱における生産、その生産費というものが止むを得ないというふうに見られます場合に、或いは別途の方法を当然講ずべきであらうと、かように考へております。

○田村文吉君 私は実例をもつて一つ御意見を伺つておきたいと思ひますが、例えば或る炭鉱が自然発火が起つたために出炭量が半分に減つた。これは最善の注意を拂つたけれども、無論若干の過失があつたにいたしましても、最善の注意はいたしたけれども、自然発火によつて出炭量が半分に減つた。それがためにコストは九百六十五円であるものが千五百円になつた。こういうような場合においては政府はこれに對して補償をなさる意味でありませうか、補償はしない、値段が九百六十五円と決つておるのであるから、それはその炭鉱の落度だ。こういう意味で、そういうものに対しては補償をなさらない。こういうふうにおやりになるか、それを一つ第一に伺ひたい。それからもう一つ、さうな場合には補償制度によるか、或いは又別に炭價を決めてやるか、こういうお話がありました。炭價前決めの大体の原則から行きますと、地区別に炭價を決めて前決めで行く。こういうふうにお決めになつて行く在來の、昨今の御方針でありますか、今後さういうふうに一々デフィニションの値段をお決めにするのか、さうでなくてやはり地区別に値段は前決めで決めて行くのか、さういふ方針でやるとすると、結局さうな場合には特に改訂をやるということとは事案でない。そこに矛盾があるようでありませうので、どういふ御方針

でおいでになりますか。

○政府委員(平井三郎君) 第一の問題であります。天災に因りましてその事業が非常に大きい損失を受けたという場合におきまして、その損失を直ちに政府が補償するということは、これは不可能であらうと思ひます。事業を經營して行く場合におきまして、いづれの事業にもあるように、天災に因つて損失を受けるということは予想されるのであります。ただその損失を一時に政府が補給金なり、補助金を出して損失をなくしてしまふということとはできないと思ひますが、その山の生産が回復できますように、その損失を漸し崩しに、何といひますか特別償却というふうな形でその山の経営というものに無理がないように持つて行くというふうな方法は、その山の占める生産上の地位、その他の關係から当然考へらるべき措置であらうかと思ひますが、天災が起つて生じた損失はすべて政府でこれを補償するということは、現在の企業の経営、それに対する國家の補償という措置から見ても困難であると考えます。

それから第三の問題であります。現在は大体地域別に一本炭價を決めまして、それによりましてその山の品位等によつて、更に山別の生産者價格といたうものが決定されて来るわけでありませうが、現在におきましても、例えば九州等においては大山の分について、若干その間の特種性によつて差異を認めておるような状況でありまして、いわゆる全國的に一本の炭價、或いは地区別に純粹な意味における一本の炭價ということにつきましては、それが全体の石炭の生産を増すに役立つ

か、或いは更にここにアローワンスを見まして特殊な操作を加えて行くことが適當である。それはその山の生産、その地区の生産状況によつて、決定されるべき問題である。かように考へておる次第であります。

○田村文吉君 さういふ御方針でおります場合は、生産費或いは買取り價格をお取り決めにいたします場合にバルブラインをお作りになりましておやりになるのか、それとも最高の炭價で以て、原價によつて値段をお決めるのか、その御方針はどういふお考えでございますか。

○政府委員(平井三郎君) 只今は丁度その中間のやうな形をとつておるのであります。一應各地区別にバルブライン式の一つの線を引いてそれが標準の炭價になるのであります。個々の山の生産する炭の品質でありますとか、品位によつて、いわゆる具體的な生産者價格が、決つて参ります。それによりまして非常に多くの生産の減退を來たすというやうな處のある地区におきまして若干の分を、何といひますか一種のコストの低い山の分から一應留保を予めいたして置きまして、その能率の悪い炭鉱に補給するといふやうな方法も取つておるのであります。これは物價政策の面から見まして決定されるべき問題であらうと思ひます。私らの考へますところは、物價政策の面で見ますれば、成るべく一本炭價でやり、大体の炭價が引合ふところが原則として適當であらうと、かように考へておりますが、特殊な山の状況、又はさういふ特殊の山の数、及びその生産量等によつて、一つのバルブ

ライン・システムの嚴格なる適用というものの、やはり若干の例外を設けるということも當然考へるべきことであらうと、かように考へておる次第であります。

○田村文吉君 價格の問題が今日の、よかれあしかれ資本主義時代においては、生産を増加する、しないについては非常に重大なる問題となつておりますので、これは強り炭價だけの問題ではありませんが、すべての行政が商行政等におきまして、價格は離れておる。先程大臣からお話があつたやうに、これは物價局のある統制された見地において行つた物價に従つて行かなければならない苦衷もあるといふやうなお言葉であつたのであります。これが非常に、このいわゆる生産意欲を増加するしないに關係がある。又労働者の待遇についても非常に關係がある問題なものであります。ここに石炭に關する管理立法ができます場合に、労働と重大なる關係を持つから、これに對する相當に長い條文が労働に關する御規定が出ておる。物價だけが、相變らず最も生産には非常に關係の深い物價に關することが、これには何らの御規定がないのであります。それが、それについてお考えになつたことがありませうか、又お考え得られませんかどうか、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 田村委員も申されましたように、生産増強と物價政策という問題は非常にむづかしい問題であります。併しながらその價格政策を一つの條文として織込むといふことは技術的に見まして非常にむづかしい問題ではないかと思ひます。

ります。さういふ点におきまして、我々もいたしまして、生産増強に對する價格政策は非常に重要であるといふことは認めますけれども、それを條文に織込むといふことはこれまで考へもいたしませんでしたし、又只今もさういふことをやるのはなかなかむづかしいことであると、このように考へております。

○田村文吉君 私の質問はこれで打ちります。

○委員外議員(一松政三君) 私は先ず第一に商工大臣にちよつとこの生産資材のこと、別に具體的の問題ではありませうが、この資材と資金と勞力、さういふものが増産に必要であるといふことは、しばしば仰せられておる通りであります。大臣が北海道その他の常盤でも御旅行にお越しであつた時に、各炭鉱業者からいわゆる炭の問題をお聞きになつたことであらうと思ひます。そこで炭はその筋の關係でどうしてもやれない。業者は炭があれば少くとも三千万トンは出せるし、炭がなければ三千万トンは出せないといふことも、私は九州に行つておるときにさういふことも聞きます。それで私が特に大臣にお伺ひしたいことは、高島炭と、伊王島炭の例であります。ここでは外のものはとも角として、何はともあれ、あの軍艦島の中では住宅を建てる余地が一つもない。資材の鉄骨は何とかなるやうなお話でありましたが、セメントが要る。坑内も海底であるために、私は坑内に下りました時にビットが切れかけておる。坑内のビットは中止しておる。セメントがないために、これは経営者にも聞きましたし、それから労働の人にも聞

ありますので、どういふ御方針

れが全体の石炭の生産を増すに役立つ

その生産量等によつて、一つのバルブ

うことは技術的に見ても非常にむ

トがないために、これは経営者にも聞

いたのであります。両方とも異口同音
に言うことは、若しセメントが今の割
当より以上この山に必要なセメントが
来るならば、これに要する石炭は、或
いは多少割増をつけてもそれだけ余計
な石炭を掘りますと申すのでありま
す。でありますから今安定本部なり或
いは商工省なりが或る一定のセメント
の生産高を握つておられると思うので
あります。セメントの私は一番の隘
路は石炭であるから特に言うのであり
ますが、セメントを余計にやるという
ことは今の決められた枠内で余計に
やることはできませんけれども、その
セメントが来ることによつて、そのセ
メントを拵えるだけの石炭は余計に働
いて出し得る、こういうのでありま
す。これに対して商工省又は安定本部
から言へば、これがこゝで閣取引、物
交ということになつて法律に触れる問
題であらうと思つておりますが、こ
れは政治問題で解決のつく問題ではな
いかと、かね／＼思つておるのであり
ますので、この点について大臣の御所
見を伺いたいと思つております。

○國務大臣(水谷長三郎君) この山の
問題は私も現地に行く度に聞かされて
おる問題であります。只今一松さん
の御指摘のように、非常に又便利な問
題であります。又他面におきまして
も、或る程度の弊害というものは認め
なくてはなりません。例えばこれは單
に山だけではないに、或いは炭鉱地帯
の知事なんかは、一つ石炭の機密費を
持たしてくれ、初めはどういう意味か
と思つておると、知事に或る程度の機
密費を出して貰えれば、その現地に
ある石炭を操つて行けるといううなこ
とで、私は成るほど知事の御という工

合に思つたのであります。これは私
も非常に研究しておりますが、何分
もこの問題は私一人の力でどうするこ
ともできませんし、これはまだ只今の
ところでは研究題目として一つ皆さん
が考えるという程度の御答弁で御勘弁
をお願いしようと思つております。

○委員外議員(一松政二君) 併しな
らその問題はもうすでに閣が一應許さ
れておつて、非常に弊害がある。無論
弊害があると思つて、無制限にや
つておれば、各自勝手にやつておれば
弊害が起るけれども、物事は何をやつ
ても弊害なくして起り得るいいことば
かり求むることは、これは私は無理だ
と思つて。必らず弊害があると思
つて、例えば特殊の伊王島炭鉱も同
じであります。両方火力も強く灰分の
少い良い石炭であります。そういう特
殊のものを大臣の責任においてか、或
いは総務長官の責任においてか、私は
関係当局と折衝して、それだけのもの
だけについてでも認めれば、私は少く
とも何十万トンには年運うと思つて
あります。それをただ研究問題とし
て、私が行つてからでももう五ヶ月に
なりますが、それ以前から恐らくそう
いうことを非常に願つておることと思
うのであります。でありますからし
て、これは法律を作るといふ問題より
も、たつた今それだけ増産ができる焦
眉の問題であります。これが政治力
によつて解決できないといふことは、
私は甚だ残念に思つております。まだそれ
でも、閣内だけの問題であれば、大し
た問題はないだろうと私は想像するの
であります。関係当局のそういうのは
つきり分つた好感、好感と言へば別で
あります。セメントだけを一つやつ

て、それから石炭だけ余計やらせると
いうことについては、それが了解が今
日得られない事情であります。もう
一遍伺いたい。

○國務大臣(水谷長三郎君) 一松さん
の重ねてのお言葉でございますが、一
つ只今のところでは、前の答弁で御勘
弁をお願いしたい。

○委員外議員(一松政二君) それでは
その問題につきましては、私は関係当
局に対する商工大臣の熱意如何がどの
程度に響いておるか、私は疑問に接つ
ておりますが、どうも甚だ私としては
そういう点において、打つ手がありません
うなものであると考へておるわけであ
りますけれども、商工大臣の只今の御
答弁でありますから、甚だ不満足な
からこの問題はこれで打ち切ります。

で、先日私が伺いましたいゆる技
術工員の養成につきましては、昨日も補
見委員長から續々言つておられました
が、まあ幸いにここに表だけを頂いて
おるわけでありまして、これによりま
すと、而も残念なことには、この生徒
はどういう者が入つてゐるかといふこ
とについては、はつきりいたさないよう
な政府委員の話でありましたから、そ
の問題は私は深く追及はいたしませ
ん。いたしません。甚だ残念なこと
には、全國を平均して、定員の六割五
分しか入所していないといふこと。こ
れはいかなる原因によつてかのこと
きことになつておるのか。何かそこ
原因があるだろうと思つて。私はこ
ういふものには特別に奨励をして人が
押しかけて行つて、その押しかけた人
が全部炭鉱に働くといううな方向に
持つていかなければ、私は百の法律を
作るよりもこういう目先のこと、たつ

た今役に立つものの方が重大問題であ
ると思つてあります。なぜこれが六
割五分に止まつてゐるか。その原因を
伺いたい。

○政府委員(平井富三郎君) この養成
の問題につきましては、現在各企業の
技術者という者を講師に當てまして、
その附近の山の者をそこに入所さし
て、短期のいゆる養成を実施してい
るわけでありまして、九月末現在にお
ける状況は、その表において、差上
げた通りであります。中に定員百名と
してあります。入所の実員がな
いといふ点もございまして、目下
それらの状況を仔細に検討してあり
ますが、要は私はこの問題は、企業家が
養成工に対してどれだけの熱意を持
つかといふ点であらうと思つて。現在
この養成工の問題には、約一千万円内
外の補助金を出しまして行なつてお
るのであります。企業におきまして
ういふ一つの幹部技術者の養成とい
うことに対する熱意といふものを、も
と喚び起すといふことが先決の問題で
あらう。かように考へております。た
だ具体的に各所の状況を調べますれ
ば、具体的にその調査時期における定
員と実在人員との違い、或いは設備の
不完全のための入所が實際上それに制
限されておるといふようなことも考
えられますが、二十一年度における実績
が大体七千名になつておまして、そ
れらの成績から見ても、九月末現
在における入所人員が少いといふ点に
ついては私共も遺憾に思つておる次第
であります。これらの点が結局一つの
企業者の養成工に対する熱意の問題、
或いは施設において不十分な点がある
といふようなことがあらうかと考へて

おる次第であります。

○委員外議員(一松政二君) 只今の政
府委員の説明によりますと企業者の養
成に対する熱意が足りないのじやない
かという御意見のようであります。こ
れは然らば企業者の任意に委して
るのであります。それを伺います。

○政府委員(平井富三郎君) この仕事
につきましましては、個々の企業者の仕事
に委すのもいかにがたといふ観点及び
炭業会がいゆる炭業統制会、石炭統制
会の業務を引継いで行われております
ので、その業務は石炭炭業会において
從來実施してその費用を國庫が補助
するといふ点になつておつた次第であ
ります。それらのやり方についても
検討すべき問題があるのじやなからう
か、むしろ石炭炭業が直接これを行
うか、或いは別個に企業自体に委託の経営を
させるか、或いはもう少しはつきりし
た機関を作るか、このやり方自体につ
いては検討すべき問題があるかと考
へております。要は企業者のそれ
に対する熱意の問題が第一であります。
その他それに対する設備の不完全とい
うような点から定員が得られないとい
う点もありましようし、或いは調査期
日の関係でたゞ／＼入所人員が少かつ
たといふような事情もあるかと思つ
ますが、現在それらの点について調査を
進めまして、今後の運営については、
十分その運営の仕方全般に對しては
て、根本的に考を檢討して参りたい
といふように考へておる次第でありま
す。

○委員外議員(一松政二君) 御答弁は
私は甚だ不満足であります。いかに
商工省は見えて見振りをしておるの
ごとき印象を與えるのであります。増

というところが適当であらうと考へてお
方の御意見を代表して述べられるべき
に立つけれども、これを善用するには
○委員外議員(一松政二君) 北海道に
今司令部の方からと商工省の方から

るに公平には行つていないのでありま
す。行つていないのであります。けれ
ども、それを繰返してあることもいか
がかと存じますから、その点はそれ
で一應打切つて置きますが、昨日本
内委員外議員の質問に對しては政府
委員は、現在の状態においては報告を
求めたり或いは監査をしたり、業務上
の計画に關するだけの法的根拠のな
いようなふうな何つたのであります
が、さう考へておられるのでありま
すかどうか、その点ちよつと伺いた
いと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点は
昨日政府委員から申しましたように、
只今のところでは、いわゆる臨時金融
の方策、更に又非常時増産対策要綱、
更に現在の特別調査團の推進により
して、大體自主的に増産体制を整えら
れて来たという希望を持ち、又その過
程に於いては、現在のところでは
法的措置は考へておられないという工合
に私は理解しており、又さういう工合
に關しては次第でございまして、從つ
て大體私或る機会において述べまし
たが、十一月から十二月にかけては
各山々の職場体制は大體確立できると
いう見通しを持っております。

○委員外議員(一松政二君) 私は只今
の質問は商工大臣にしたわけじやなか
つたのですが、商工大臣から答弁を得
まして甚だ満足に思ひますが、政府は
今の昭和十三年に法律になつたこの重
要鉱物増産法というもののについては、
これは、無論石炭を含むということが
はつきり書いておるのでありますが、
この法律によれば、いかなる報告をも
求めたり、或いは検査したり、どんな
ことでも管理監督ができるようになつ

ておりまして、私は今度の管理法は
資金、資材の横流れその他を取締るよ
うな法案がないように政府が説明せら
れておることに対して、甚だ私は不
思議に思つております。この増産法をど
ういうふうに考へておられるのか、こ
の点についてちよつと伺ひます。

○政府委員(平井富三郎君) 鉱物増
産法は御承知のように戦前に制定され
ましたものであります。當時におき
ましては、この増産法の中心をなしま
する規定は、いわゆる鉱業権というも
のに大體不可分の関係の問題が大部分
であります。従ひまして臨検検査の規
定にいたしまして、例へば鉱業権に
つきまして、使用権なり、或いはそれ
を収用するといふ場合におきまして、
その對價を決めるといふような点、或
いは又設備の増設といふ点につきま
しては規定があるわけでありまして、い
ゆる現在御審議を願つております炭
鉱管理法といふものの一つの監査を含
む、更にそれによつて適正な資材計画、
資金計画、生産計画を樹立して行くこ
う一つの組織立つた体系法ではござ
いませんで、それらの規定の適用に
よりまして、直ちにその炭鉱の監査を
法的に抑制して行くといふことにつ
きましては、いかかといふふうに考へ
た次第であります。

○委員外議員(一松政二君) 若しそ
うであるならば、重要鉱物増産法とい
うものを何らか改正せなければ今度の管
理法案と競合するところがあると思
ひになりますか。

○政府委員(平井富三郎君) 時期的
の問題であります。重要鉱物増産法は來年
の六月においてこれは當然失効いたす

ことになるわけでありまして。從つて監
査を行います。つきまして、六月まで
は一部確かに重複する点も出て来るの
であります。が、いわゆる監査を実施す
る機構をいたしまして併せ考へる場合
におきまして、やはり管理法にはつき
りした規定を持つて行くといふことが
必要であらう、かように考へておる次
第であります。

○村尾重雄君 私どうのこうのと発言
を妨害する意味じやありませんが、第
一章の逐條審議が漸く終つておるに
過ぎないのですから、非常におま
だ條項が沢山ありますから、條項の審
議を終つた後に、尙他の委員長がこの
會へ來て発言されるなら、これは勿論
了解もできますが、只今までの内容を
伺つておつても、逐條審議に對して関
係のないことばかりで、これ以上は議
事進行に非常に障害を來すといふふう
に考へますので、委員長からお取計ら
いを願ひたいと、こう思ひます。

○委員外議員(稻垣平太郎君) 先程一松
委員長には簡単にいふことを申し上げ
置きましたから、御承知だろうと存じ
ます。

○委員外議員(一松政二君) 私は政府
委員の、來年六月にお終ひになるから
どうであるという御説明は、私は甚だ
遺憾に存じます。といふことは、今度
の國會におきまして、僅かに一ヶ月
か二ヶ月、或いは過去においてあつた
ようなことに對してまで法案の廃止或
いは改正の法案を出しておられるので
あります。殊に独占禁止法に關する場
合におきましては、さういふ法案が沢
山出されておることは、商工當局とし
ても御存じの筈であります。過去にお
ける事例からいいたしまして、甚だし

きは十二月三十一日まで有効なのを、
十一月中頃法案として出しておる状態
であります。況んやこの重要鉱物増
産法は來年の六月まででありまして、こ
れを延長するなり或いは改廃するな
り、それにまだ十分の時期があるの
であります。現に生きておるこの法律
と、今の逐條審議の問題であります
が、第八條におきましての監査監督
の規定が、むしろ十七條の方が全面的
に強化されておつて、さうして第八條
の修正によりまして、それがむしろ
條件附きの或る限られたる範圍にお
ける監査にしかつていないのであり
ます。さういふ点に對する政府の見解を
承りたいのであります。

○政府委員(平井富三郎君) 鉱物増
産法を改正いたしますならば、現在各種
の必要から管理法といふものを出す必
要がございましていたしますれば、そ
の中に完全な形において織込んだこと
が一番適當であらうと、かように考へ
ておる次第であります。尙監査の規定
にいたしまして、管理監督と言ふ監査
といふ精神がはつきり出ることが、法
律運用上におきまして、これが民主
的であると思ふのであります。増産法
の目的は、先程申し上げました炭業権の
得喪等を中心にいたしたいわゆる
その必要のための臨検検査といふ趣旨
も相當含まれておるのであります。こ
ういふふうに使われておるか、或いは又
その結果資材計画、資金計画等、どう
も織込んで行くべきかといふ総合的な見
地からする監査といふものは、別個の
やがて法体系に明確に出すといふよう
なことが、法的に見ましても妥當で
ないかと、かように考へておる次第で

あります。

○委員外議員(一松政二君) もう後
一、二問でありますから、そのつもり
で……。

○委員外議員(稻垣平太郎君) 大分時間
が経つておりますので、外の審議に差支
えらと思ひますから、その辺で御遠慮
を願ひます。

○委員外議員(一松政二君) もう一問
だけ……。

○委員外議員(一松政二君) 石炭につ
いて、炭業管理法を出されるならば、
それならば何故に重要鉱物増産法にお
いて石炭の部分を除くとか何とか、こ
の法案の修正があつて然るべきであら
うと存するのではありませんか、何故に
さういふ位置を取らないのでありま
すか。

臣やそれから労働大臣に発言を求めているのであります。今日は委員の御意向もありまして、今日はこれで打切つて置きますけれども、他日又米産労働大臣、及びそれから栗栖大蔵大臣にも中途で帰られておられますし、総理大臣に対する発言も留保になつておりますから、他日の機会にお願いして、一應今日はこれで留保します。

○堀末治君 私先程も申し上げたので、又これを繰返すと社会党の方からお叱りを蒙るかも知れませんが、先程お尋ねしました生産協議会の問題であります。ところが、どうも私生産協議会なるものの性格をはつきりいたして置けません。こういう結果になるのではないかと、こういふ結果になるのではないかと、政府の御所見を伺うのであります。生産協議会とは、これができれば開店休業になる、こういうふうな平井局長がお話になりましたので、生産協議会なるものは、今度の労働法によつて認められた団体協約を、憲法として運営せられるものと私はかように思ふのであります。この御見解は政府の御見解と一致いたしましたようか、いかがでございますようか。

○政府委員(平井三郎君) 経営協議会はいわゆる労働権の発動に基きまして、団体協約によつて生れた一つの機関でございます。

○堀末治君 そういたしますと、労働協約を憲法として運営せられて行く、かようなことになるのだと思ふますが、それは即ち私本当にいわゆる労資平等の立場に立つて、いわゆる下から盛り上がる力によつてこれが協議をなされるものだ、実はかように思ふのでございますが、この生産協議会がかくの通りに法律に決められるという

ことになつて来るという、政府の極限によつて折角労資の平等の立場において協議せられる、その本當の民主的の運営方法がこの法律、政府の意思によつてびたりと抑えつけられる、こういうような感じをするのであります。これが即ちいわゆる戦時中の一方的統制なる弊に陥りませんか、でございますようか。

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会とは実質的に経営協議会において協議せられて、研究されます一つの労働条件等をも生産協議会で行うというところに相成つております。で、生産協議会の構成につきましては、労資が対等の立場でその問題を処理し得るというふうになつております。で、その点につきまして、生産協議会が一つの労働権というものを蹂躪して新らしく政府が一方的に押しつけるのだという法律にはならないのじやないか、実体的に一つの労資双方同等の立場で処理し得るような途を開いておるのであります。ただ経営協議会というものが、私が先程開店休業と申し上げましたのは、生産協議会の処理事項、協議事項というものと、たゞ／＼一致いたします点については、生産協議会において労資同数なる委員によつて妥結せられて参りますので、この点については生産協議会が一つの管理方法上において法制化された機関といたしまして、その生産協議会の議決によつて運用されて行くことになるわけであります。生産協議会自体の存立及び生産協議会において定められます事項以外の事項につきまして、経営協議会は事実上動いて行くこととは一向これを妨げておるのではないのであ

りまして、私が先程開店休業と申し上げましたのは、例えば労働条件等につきまして生産協議会が種々場合におきまして、更に又経営協議会がその問題について再び協議を煮返すというふうなことは事実上なくなるのではないかと、そういう意味で申し上げた次第であります。

○堀末治君 労働協約というものは、それ／＼労資間の事業の実態からいへば、な形勢が生れるものだと思うのであります。中には非常に進歩したのもありましようし、或いは非常に遅れておるものもございましよう。それぞれ労資のいわゆる労資問題に対しての認識の深さ、高さによつてそれが生れて来るものが、非常に各各個の個性なり、特色を以て運営されるものであらうと思ふのであります。どうも私の規定によつてそういう性格が或る程度政府の意思によつて一方的に抑えられて行くというやうなことを懸念するのであります。殊に先般米田村委員からいへば、お話がございまして、いわゆるこの中には賃金問題が必ず生れて来るのであります。その賃金問題が生れて来て、どうしてもこの生産協議会において、労資の間に議を経ることができないというやうなことになる、いわゆるそれが石炭局長の裁定になる、こういうことになるのだらうと思ひますが、さういふことを考へてよろしうございましようか。

○政府委員(平井三郎君) 労働条件につきまして石炭局長の裁定を求める場合におきましては、生産協議会の委員全部の同意がございました場合に、石炭局長の裁定によつて行くというふう

の処理と取扱とを異にいたしておるわけでありまして、即ち労働基準法、労働調整法の精神に従ひまして労働条件そのものに關する裁定というものは、労働者の委員全部が賛成し、いわゆる全員の一致で裁定に持つて行くという場合のみ統制にかかるといふようにしてあるわけでございます。

○堀末治君 只今の御答弁は頗る明瞭でありまして分りますが、その規定はこの中にございましようか。

○政府委員(平井三郎君) ございませう。

○堀末治君 何條にございませうか。

○政府委員(平井三郎君) 修正の三十五條でございます。三十五條の二行目の但書以下でございます。

○堀末治君 これは併し何でありませうか。生産協議会の議を経た場合に限るといふわけでございますね。

○政府委員(平井三郎君) 生産協議会の議を経たという場合の議決の方法につきまして修正の第三十三條の但書に「但し、第三十五條第一項但書の場合には、出席した委員全員で、これを決する」といふやうにしてあります。

○堀末治君 そうすると賃金問題に対して、こういうことになれば、いわゆる今最も賃金問題に対して權威を持つておる中労委あたりの裁定を受けるといふことと、これとはどういふ關係になりますしやうか。

○政府委員(平井三郎君) 個々の山につきましての賃金につきまして紛争が生じまして生産協議会の議が纏らな、石炭局長の裁定に持つて行くといふことに全員一致いたしました場合に、石炭局長の裁定を受けました場合には、その裁定によつて両者の意思が

合致したと認められる一つの案がそこに設定されるわけでありまして。

○堀末治君 この問題についてはいづれ又生産協議会のことと議せられるのだと思ひますが、向かうやうな点については、もう一度商工大臣にも何つて見たいと思ひますから、そのことだけお願い申上げて、私の質問を打切ることいたします。

○小林英三君 第三條の「商工大臣その他この法律の施行の責に任ずる」責に任ずる官吏及び炭鉱管理委員会の委員、このやういふのがあつたので、この「責に任ずる」といふのは單に責任者であるという意味でありましようか、或いは責任を取るといふやうな考えでありましようか。

○政府委員(平井三郎君) これは官吏といひまして法律施行の責任を持つといふことになつたので、商工大臣、石炭局長、石炭局長という長のみでなく、例えば石炭局長の生産局においてその施行の事務を行います場合は、その生産局長といふものも当然入つて来るわけですね。

○小林英三君 その今の責任を取るといふのはどういふ意味ですか、例えば商工大臣、或いは官吏或いは炭鉱管理委員が責任を取るといふ意味はどういうことを言ひますか。

○政府委員(平井三郎君) 「施行の責に任ずる」といふことになつておりますので、この法律が施行されました場合、その施行を行なつて行かなければならぬ職務にあるといふやうに考えます。

○小林英三君 それでは單に職務にある。そういう意味でありますか、責任云々という意味ではないのですか。

る。その意味でありますか、書

がこういうものを届出るか、その辺の關係はどうなつておりますか。

○政府委員(平井三郎君) この法律自体から申しますれば、当初事業主といたしましては、自己の生産計画というものを決定し、それに必要な資金、資材の要求計画書が出てくるわけであり、実際の運用に当りましては、炭鉱管理委員会等におきまして、大体その地区に対する資金、資材の見通し等がはつきりつきましますので、運用上は各炭鉱に計画を設定するに必要な資料等につきましては、炭鉱に連絡をいたすことになるわけであり、この第五條はそれと裏腹をなすものでありまして、当初は事業主側から先ず報告を取る。それに基づきまして非常に大きな資金、非常に大きな資材というものを要求しておりますような場合につきまして、必要がございすれば、次の二項によつて事業計画の変更を命ずるというような点も生じて来るわけであり、

○藤井丙午君 これは今までのやり方から考えまして、大体事業計画を立てるに当りましては、その所要資金なり資材なりに一定の見通しがなければ、事実上これは無論労働計画等も加わるのでありますが、そういう大体の生産諸要素というものの、一定の見通しの上で初めて計画というものが立てられるのでありまして、只今のお話では、これはそうすると一般の管理炭鉱の場合におきましては、大体においてそういう生産計画及びこれに伴う資金、資材等の要求書とでもいうか、そういうものを出すというのですか。

○政府委員(平井三郎君) 当初はそういう意味になると思います。但しこれが施行後、若干の時間が得られますれば、管理委員会等の運用によりまして、一般炭鉱につきましても予め基準となるような事項は自ら予め連絡され、審議されるということになると思ひます。

○藤井丙午君 この指定炭鉱の場合には、業務計画書の作成の基準となるべき事項を定めて指示するということがはつきりしておりますが、一般炭鉱の場合は、その点が少し明瞭を欠くわけであり、その点と大体石炭局長が管理委員会等とその地区のいろいろな生産計画、生産状況、資金、資材の状況等を勘案して、大体事業主と連絡を取るといふことに実際の運用はなるわけですか。

○政府委員(平井三郎君) 逐次そういう運用になると思ひます。御承知のように炭鉱の数が多いためでございますので、この法律の施行の当初から直ちに指定炭鉱に對すると同じような指示というものは、實際不可能……困難であらうという点で、そういう事項を外しておきます。従いまして当初の運用におきましては、事業主が、現在におきます事業主の判断において資金、資材というようなものの計画と一緒に出して来るわけであり、併しこれが一定の時間が経過いたしますれば、その炭鉱に對する資金、資金の計画につきましても、逐次計画設定前に連絡し得るようになるのではないと思ひます。併しこの法律施行後、直ちにそういう指定炭鉱と同じような手続を執るといふことは事実上不可能であり、そので、一應この法律といたしましては、事業主から直接そういう指示なし

で取り得るという形にいたしておるのでございます。

○藤井丙午君 この予定計画及び毎四半期事業計画を大体作成して届出るの、当該年度乃至当該四半期の大体どれぐらい前という時間的な關係になつておりますか。

○政府委員(平井三郎君) これは全体の計画の決定に必要がございしますので、できるだけ早く取りたいというように考へておるわけであり、併し計画を早く取りまして、いわゆる事業計画の設定が非常に不確実な資料によるといふことも困りますので、一應三月前、二月前程度にはこれをやはり報告を取ることが必要であらう、さうに考へております。

○藤井丙午君 これは田村委員からの依頼で、代つて私が御質問申し上げるわけですが、この一般炭鉱と指定炭鉱とどうして區別しなければならぬか。つまりその區別の理由を明らかにして頂きたいということでございますので、代つて一つお伺いするわけであり、

○政府委員(平井三郎君) 一般炭鉱の管理の重点は、いわゆる監督及びこれに伴う計画の変更なり、或いは業務計画の実施につきまして、監督上の命令をなし得るという点に、一般炭鉱の管理の主体がございまして、要するに事業主に對して一定の監督を行い、必要の場合において監督命令なり、計画の変更命令を出して行くというのが大体一般炭鉱の管理でございます。従いまして事業計画を聴取するに當りましても、報告を取ります場合においても、事業主の計画というものが主体になり、その状況を取りまして、一般的に

生産計画、及び資金、資金計画等に資する程度のもを聴取するということになるわけであり、指定炭鉱の方は、業務計画自体は、勿論案といたしまして事業主がこれを提出するわけであり、同時に指定炭鉱の業務計画というものは、石炭局長が指示をいたすということになりまして、管理の程度が余程変わってくるわけであり、

○藤井丙午君 只今の御説明よく分りました、田村委員からの質問の依頼された点は、指定炭鉱と一般炭鉱に分別した理由及びその分ける基準、これは商工大臣から先般御説明ありましたが、これも、もう一遍その点を明らかにして貰いたいという希望でございますので、代つて御質問するわけでございます。

○委員(酒田平太郎君) 分けたという基準は、第十三條でありますから、あとで御質問なすつたらいのじやないですか。

○藤井丙午君 ではその時に申し上げます。

人の労働の代表者の方は、全員が揃つて全国の炭鉱を指定炭鉱とすることを我々の要求の最低限とする。こういうことを公述されておるわけであり、

○藤井丙午君 今この点につきまして、もうたびたび他の委員から御質問がありましたが、このくりに遠慮して頂きますが、その次にこの第五條の予定事業計画、又は事業計画を変更したる時も同様である。即ち事業計画

○國務大臣(水谷三郎君) 只今の御指摘の点でございますが、それは現在の経済上、資金、資材の需要等によりまして、やはり一應こういう工合に全部の山を管理の対象とするが、併しこれに對して、増産の見地からいたしまして二段階にすることが本當の増産の目的に添う所以である。このように考へてゐる次第でございます。更に又労働からの反対は、主として厚生施設その他に關しての、いわゆる継子扱いに對する点でございますが、それらの点におきましては炭業公團に代るべき方式におきまして、それらの継子扱いというようなことはしないように、十分にやつて行くつもりであります。

か。
○政府委員(平井三郎) 当初はそ
すので、一應この法律といたしまして
は、事業主から直接そういう指示なし
事業主の計画というものが主体にな
り、その状況を取りまして、一般的に
果になりはしないかと思うのでありま
す。予ねての公聴会におきます公述
したる時も同様である。即ち事業計画

を変更した時も、これも石炭局長に届
けなければならぬ。こう申しますと、
その事業計画の変更の範囲はどこに
あるか、この事業計画というものは政府
から頂きまして臨時石炭炭業管理法
行令要綱案、この第二に、様式第二号
によりて提出する。こういうふうにな
つておりますが、様式第二号に記載し
た事項で、少々の、極めて少数の変更
があつた場合にも、これは変更届をし
なくちゃならぬのか、とにかく我々は
この國管によつて非常に仕事がい
ろいろ煩瑣になるということを、一部非
常に心配いたしておるのであります。
そこで、この事業計画を変更したる時
も同様である。その変更の範囲が分
りになつておつたら一つお示しを願
い、と思つております。
○政府委員(平井三郎) 事業計画
の変更と申しますのは、いわゆる事業
計画を相当大幅に変更した場合、こ
ういふ問題であります。事業計画を設
定いたしました後、生産を行なつて行
きまして、その進行上或いは
資材、資金の入手等が予定の、例え
ば八〇％しか行かなかつた、或いは七
〇％しか行かなかつたというたため
に、生産自体についても或る程度の若
干の狂いが出て来るのであります。こ
れは事業計画の変更ということにはな
らん。要するに計画の変更ということ
は、そこに相当大幅ないわゆる変更が
出て来るというふうに解釈しているの
でありまして、これは従来の各種の事
業法なり、その他のいろいろ関係の法
規の運用上、一つの或る程度の幅とい
うことが運営上当然生まれて来る。か
ように考へるわけでありまして、例え
ば一万吨の生産計画が五千トンにな
つた。或いは拡張計画をやつておつた
が、これを中止したというふうな場合
に、変更ということが成るのでありま
して、一万吨の計画が、どうもやつ
て見たら七千トンしか出そうもない
八千トンしか出そうもないということ
は、計画の変更ではございせん、計
画に達しなかつたという程度の問題
であらうと、かように考へるわけであ
ります。
○平岡市三君 実はこれは罰則規定が
ありますために、その変更の範囲とい
うものは極く明瞭にいたして置かない
といふかと思つてお聞きしているの
であります。別にここに明瞭なはず
りした一つの基準はまだお作りにな
らないのでありませうか。
○政府委員(平井三郎) 変更した
場合におきまして、今申上げましたよ
うな基準によつていわゆる計画をやる
予定をやめたというものは計画の変更
でありませう。二万吨の計画を五
千トンに減じたという場合は明瞭な変
更になるわけでありまして、企業自体
において変更したと見られる場合には事
実上やはり企業自体としても変更とし
てゐるのであります。但し二万吨の
計画が一万八千トンしか行かない。或
いは一萬五千トンしか行かない。これ
は計画の変更として、勿論管理する、
運用する側も、行政官廳としても、企
業自体としても、計画の変更と考へな
いと思つております。その辺はそう
いう客観的な判断で行くものという
ふうに考へるわけでありまして。
○平岡市三君 少しいや、お笑ひを受
けるかも知れませんが、語句の問題で
あります。予定事業計画と事業計画
というものを区別して使つております
が、事業計画というものは予定的な
ものでありまして、ただこで毎年度の
事業計画を予定とて、毎四半期の
事業計画を單に事業計画という、こ
ういふ時期の單なる区別のために
予定という字句を附けたり、附けな
かつたのでございませうか、それと何
か外の意味が含まれてゐるものでし
ょうか。
○政府委員(平井三郎) ここに予
定事業計画と事業計画と言葉が書き改
めた点であります。御指摘のように
年間の計画も一つの事業計画であり
して、その点から言へば予定と附ける
必要はないものであります。二項に
おいて地方炭炭管理委員会に諸つて、
前項の事業計画の変更を命ずる場合
が出て来るわけでありまして。この場合
においてはいわゆる年間の計画という
ものは一つの大まかな見通しであり
まして、変更の命令を出す場合に、具
体的に明確な観点に立つて、企業とし
ても設定いたしました毎四半期の事業
計画に対して命令を出すことが適當
であるといふことから、予定事業計画
といたしまして、一つの毎四半期に取
ります事業計画と區別いたしました次第
であります。
○平岡市三君 もう一つお尋ねいた
しますが、不服の申立てができること
に第五條でなつておりますが、この不
服の申立て期間中は事業主の提出にか
かる事業計画案か、或いは変更を命ぜ
られた事業計画か、いずれの案で行く
かといふことが何らここに規定があり
ませうか、その点不明のようにも考
へられますが、政府当局といたしま
しては、その明記がなくても當然これ
で行くべきだ、こういうふうな考へが
ありませうかどうか。
○政府委員(平井三郎) これは別
段明記してありません。不服の申
立てをいたしました場合におきまして
は、その変更の命令によつて変更され
ました計画によつて事業主が一應計画
を実施して行く。その実施の途上にお
きまして不服の申立てを出しまして、
変更申請を出すことも起りましてし
、予め早目に変更の申請を出した場
合におきまして、法律上にはその命
令がありまして、計画によつて事業
主は一應事業を行なつて行くといふ
ふうに考へております。
○平岡市三君 ものによりまして、こ
ういふ場合に事業主の提出した事業
案で行くと、こゝういふふうに解せら
れるところも外の簡便にあるようでは
ありますが、私も今政府委員の方がお
答えになつたように解釈はいたしてお
つたのであります。場合によつて他の
場合と混同するやうな愛いがあるかも知
れませんが、條文の構成をいたしまして
はそれを一條明記した方がよからう
かと考へておりますが、その点はい
かがございませうか。
○政府委員(平井三郎) これは明
記いたしません。この法案の運用
上當然そういうやうな解釈が出て来る
といふように考へておる次第でありま
す。特別に書く必要もないかと考へ
ております。
○榎本治君 第五條であります。こ
れは第一條と第三條との関係で
あるものであります。炭炭の事業主
は、「として」その経営する炭炭に
「として」なることになつております
で、これはむしろ炭炭の経営者は、
といふように直す方が本當じやない
か、こゝういふふうに思つてござい
ますが、こゝでございませうか。
○政府委員(平井三郎) 事業主と
いひましたのは、先程申し上げました
ように、法律的に見ますとこの炭炭の
事業主は個人の場合には明瞭であり
ますが、法人の場合には一つの法人を
指すといふので、その法律上の責
任の所在を明確にいたしますために
「事業主は」といふふうにした次第
であります。
○榎本治君 それから「命令の定め
るところにより」といふふうになつ
ておりますが、この命令の内容はい
かがございませうか。
○政府委員(平井三郎) 第五條の
命令……本法におきます命令の記載
事項は最初の配付資料の中で臨時石
炭炭業管理法施行令案として御配
付してありますが、大体におきまして
様式と提出の時期等をこれ規定す
るつもりであります。
○榎本治君 いかがでございませう
か。この命令の内容をきつちりと法文
に定めてしまつた方が面倒なことが
ないのじやございませうか。
○政府委員(平井三郎) 命令の内
容は従来の法制の建前から行きます
と、実体法ではございせんので、こ
の大法法律の趣旨によつて決定され
行く法律事項のいわゆる手続であり
ますので、これを命令に譲ります方が
便利じやないかと考へております。
○榎本治君 それからもう一つお尋
ねいたしますが、予定事業計画と事
業計画の御説明がございましたので
が、四半期毎に事業計画を作成する。
こゝういふことになつておるのです
が、なかこれは実問題として、いわ

か、こゝういふふうに思つてござい
ますが、こゝでございませうか。
○政府委員(平井三郎) 事業主と
いひましたのは、先程申し上げました
ように、法律的に見ますとこの炭炭の
事業主は個人の場合には明瞭であり
ますが、法人の場合には一つの法人を
指すといふので、その法律上の責
任の所在を明確にいたしますために
「事業主は」といふふうにした次第
であります。
○榎本治君 それから「命令の定め
るところにより」といふふうになつ
ておりますが、この命令の内容はい
かがございませうか。
○政府委員(平井三郎) 第五條の
命令……本法におきます命令の記載
事項は最初の配付資料の中で臨時石
炭炭業管理法施行令案として御配
付してありますが、大体におきまして
様式と提出の時期等をこれ規定す
るつもりであります。
○榎本治君 いかがでございませう
か。この命令の内容をきつちりと法文
に定めてしまつた方が面倒なことが
ないのじやございませうか。
○政府委員(平井三郎) 命令の内
容は従来の法制の建前から行きます
と、実体法ではございせんので、こ
の大法法律の趣旨によつて決定され
行く法律事項のいわゆる手続であり
ますので、これを命令に譲ります方が
便利じやないかと考へております。
○榎本治君 それからもう一つお尋
ねいたしますが、予定事業計画と事
業計画の御説明がございましたので
が、四半期毎に事業計画を作成する。
こゝういふことになつておるのです
が、なかこれは実問題として、いわ

予定の計画ならば、四半期でも一年でも、二年でも立ちましようけれども、実行予算だというと、到底今のこいうような実情ではできないのではないでしようか、物動計画なども随分丁寧にやっておりますが、実際資材などが予定通りに入らない。そのために今言つたように、徒らに手数は多くなるけれども、できた計画は実行計画でなくて、いわゆる計画の計画といふことになるので、こいうことが実情において行われ難いと私は思いますが、政府の御見解いかがでございますか。

○政府委員(平井三郎君) 生産計画につきましては、大体三ヶ月程度のものは立て得ると私は考えておりますが、資材の需給計画におきまして、現在例えは石炭の割当にいたしまして、毎月割当が決まるという点ではございしますが、併し生産計画を立てるに必要な程度の、いわゆる資料としての資材等の割当については当然現在割当を受けておる量及び今後の物動計画の需給計画の枠を見ましても、大体三ヶ月を単位としておりますので、これによつて具体的な切符に現われるようなものは毎月現われておりますが、需給計画といたしましては、大体三ヶ月を単位にいたしておりますので、三ヶ月毎にこの計画を立てて行くことは適当である。毎月立つて、毎月これを届出ることとは計画届出、その他の手続が従前に煩瑣になるといふように考えておる次第であります。

○堀末治君 実は私も今申します通りに、一つの事業を営んでおるのであります。この事業計画を立てて事業を遂行して行くという方は、実は大正六年から、けちな仕事でもずつとやっております。併し最近になつては、殆んど要するに会社の事業計画が成立したから立てては見ますけれども、本當にそれには骨を折つても空文に過ぎないことになる。それよりも要するにその時々の時にいわゆる首脳者なり経営者が随頭立つて、てきぱきと処理して行く方が実際の事情に合うのであります。さういふことで殊にこいういふような電力飢饉等において資材は一層不足してゐる。昨日も冗談話で雨乞いでもやれ。片山首相先に立つて雨乞い祭りでもやらなければ、とても電力危機は直りそうもないといふような話をした。それだけこいいわゆる電力危機は一般の産業に及んでおつて、これらのことはいわゆる生産が低下してゐる。これは隠すことのできない事実になつて現れておる。かようなわけで、予測できない、こいういふような天災的なことからいふと、な計画が成り立たないのであります。実際それを無理に立てて見ても、なか／＼それは容易でないといふことに思つて、大体この四半期毎の事業計画を作成するといふことは、これは甚だ面倒である。実は一般炭鉱でございしますれば、まださういふ嚴重な処罰を受けたりする業者はございしませんけれども、指定炭鉱の場合はそれらに對してな／＼厳しい処罰等も受けなければならぬといふことになるので、私はむしろこいういふような実行計画は、本當に從らに要するに炭鉱の事業をして事務を煩瑣ならしめる。いわゆる坑内で石炭を掘るよりも坑外において無駄な仕事をしておるといふようなことが多くなるといふことを感ずるのであります。併し政府が折角これをやろうといふので

すから、大体私の意見を申し上げて、これはこの程度に止めて置きます。併しここに「石炭局長は、必要があると認めるときには云々」と、こいういふ言葉がございします。例え「必要がある」といふようなことはどういふことを予想しておられましようか。

○政府委員(平井三郎君) 大体におきましてこの一般炭鉱の事業計画を取りまして、こいうことは事業の実態を明確ならしめるというものが、この一般炭鉱の管理の基礎的な意味であります。石炭局長が事業計画の変更を命じます場合には、増産計画といひますか、その生産計画なら生産計画を遂行して行く上におきまして、事業主としては非常に樂觀的な氣持で大きな計画を立てる。例えばとても人手できんやうな資金なり、資材なりの計画を立てるといふやうな場合もございします。或いは又その逆の場合もございします。或いは、こいうことが明瞭であります。その事業計画を変更するといふことが、その企業自体に取りまして必要であるといふように考えました場合に、その事業計画の変更を命ずることができ、こいういふふにいたした次第であります。

○堀末治君 どうも私、この前も申したのですが、こいうところにならぬやうな官係統制といふものが現れておるのじやないか。石炭局長が必要と認め、これは一般炭鉱でございしても、なか／＼事業計画を作るのにはそれぞれ非常な研究と努力と手数を要するのであります。さうして届出たものが単に石炭局長の要するに意見によつてそれを變更せし、こいういふやうなことを言われた場合は、本當に私はどう

してもかね／＼心配しておるいわゆる官係統制の弊に陥るということがないといふことを、この條項からして、特にその感を深くするのでございします。その辺の御見解はいかがでございますか。

○政府委員(平井三郎君) この計画は一般炭鉱につきましては監督が主になるものであります。一つの國の計画といたしまして、今年度は三千万トン、或いは明年度は三千万トン計画を実施して行くといふ場合におきまして、企業主の立てます事業計画が非常にディミッドであるといふやうな場合、或いは非常に樂觀的な、取れもせん資材を予想しておるということが明瞭なやうな場合におきまして、必要なら是正を行おうといふことがありまして、それ自体につきましての必要性は、この指定炭鉱といたします。その他の関係して参ります。や、は、三千万トン達成には、全炭鉱の生産計画といふものを適正なところへ持つて行くといふことが窮極の狙ひであり、必要であるかと考へるのであります。必要であるといふこと、従つてこれが一つの官係統制の運営にならぬといふがために、結局石炭局長及び石炭局長の構成員につきまして、いわゆる官係統制の弊に陥らぬといふやうな用意をいたしますと共に、地方炭鉱管理委員会に諮るといふことにはいたしません。その石炭局長の管轄区域内にありする炭鉱の事業主及び労働者の代表者を主体といたします炭鉱管理委員会に諮つて、これを行うといふことにいたしますので、単に一局長の一判断といふことだけでこれが行われるとか、

又從來のいわゆる官係統制といふやうな弊には陥らないのではないかとこいうふうに考へておる次第であります。

○堀末治君 それでは一つお尋ねしますが、いわゆるこれによつて必ず官係統制の弊に陥らないように運営して頂くことを特に希望いたして置きます。

續いてお尋ね申上げたのは、この細かい字で書いてありますが「事業主は、前項の命令が著しく不当であると認めるときには、商工大臣に対して不服の申立をすることが出来る」。こいう條項がございします。ところが、これにはなにも不服を申立てる期間を明示してないのでございます。が、こんなことも考えられるのであります。例えはその炭鉱が、今度の四半期で以て三千万トン掘る、政府がまあ三千万トンやれといふことで、一遍命ぜられまして、三千万トンやろうと思つてやつておる。どうもできそうもなくやつてから、この不服を申立てるといふことがあり得ると私思ふのであります。が、こいういふ不服を申立てるといふことの間に期間を置くといふことが、この條項をして本當に有効ならしめるのじやないか。私こう思ふのであります。いかがでございますか。

○政府委員(平井三郎君) この不服の申立は、今御指摘になりましたやうに、計画遂行上、さういふ疑問も非常に不当な事態に立ち到つたといふやうな点も起り得るかと思ひますが、この一般炭鉱につきましては、事業主が計画を設定いたしました。石炭局長に提出したわけでありまして、従つてそれに対して、變更の命令がございした場合には、事業主とい

正六年から、けちな仕事でもずつとや

し政府が折角これをやろうというので

た場合におきましては、事業主とい

ましては、直ちにこの変更の計画とい

東通り履行できなかったというものに

金、資材その他各般の情勢が、石炭局

炭局として吞み込むというながある

しないという場合におきまして、商工

構です。一四半期ごとの計画でしたら

の考えで、要するに政府も同じく処罰

炭局として吞み込むというながある

炭局として吞み込むというながある

しないという場合におきまして、商工

構です。一四半期ごとの計画でしたら

の考えで、要するに政府も同じく処罰

炭局として吞み込むというながある

炭局として吞み込むというながある

しないという場合におきまして、商工

構です。一四半期ごとの計画でしたら

の考えで、要するに政府も同じく処罰

炭局として吞み込むというながある

炭局として吞み込むというながある

しないという場合におきまして、商工

た損失というものは補償いたしません。そこで次に直ちに問題になりますのは、どうしてもこの山の経営を行なうて行きます上におきまして経営者としては経営難、どうしてもやりきれない、従つてこれを中断して行きたいという様な場合が出て来ると思ひます。仮にその炭鉱が非常に特殊な優良炭質であり、又どうしても石炭事業の關係からこれを掘つて行かなければならないという様な場合におきましては措置というものは、個々の命令或いは指示に基く損失に対する補償という制度ではなく、炭價の面において又経営自体の持つて行き方、例えばそれは他の炭鉱と合併して操業をして行く、或いは國においてこれを引受ける、或いは復興公團等に経営の始末をさせるとか各種のそういう全般的な措置を取るということに相成りますので、この第十條の規定につきましては補償の規定は設けなかつた次第であります。

○岩本哲夫君 只今政府委員の御説明の如き工合でありますれば、当然ここに商工大臣は前項の可否を決めようという場合には、炭鉱管理委員会に諮らなければならぬという字句が適当であらうと思ひますが、許可する場合に於ける。許可しない場合には必要ない。こういうお話だと、段々の只今の局長の御説明は、即ち可否を決する場合には諮らなければならぬという意味を裏書しておるものと思ひますが、これは許可する場合のみを限定して否決する場合、その認めないという場合の字句が現れていないということはどうもおかしいわけでありませんが、これは当然可否を決める場合にはこういう

とが正しいのではありませんか、お伺いします。

○政府委員(平井三郎君) それは衆議院でこの問題についての取扱方を御説明申上げたのでありますが、この許可、休止というものの一般的な基準は、この管理法を運用して行きます重要な事項といひまして許可基準につきまして、予めその管理委員会に諮つて決めておく次第であります。その許可基準に従つて商工大臣が指図して行く。その場合に許可をいたしまして、事業上停止してしまふ、或いは休止してしまふということが生産上に相当の問題を起すという場合には炭鉱管理委員会の議に諮らなければならぬということに附加した次第であります。只今の御発言の如きようなゆるゆるの一般の基準は重要な事項であり、予め炭鉱管理委員会の議に諮るものでありますので、事業上停止に上つて、生産がストップするといふやうな場合の特に必要な事項として衆議院で附加した次第であります。一般基準を書きますれば、いわゆる許可の可否を決せんとするときはというところまで書く必要はない。かように解釈いたしました次第であります。

○岩本哲夫君 只今の御説明により、基準を決めて置くのだつたら、ちゃんと明文があるのですから敢えて諮る必要がないのでありまして、諮るゆゑんはこれを認可しようか、拒否しようかということだから諮るゆゑんがあるものであつて、基準を決めるのであれば明文で明かす、事業主はこの基準であるからこれはあかんだ、あくのだということは判然とするのであります。基準があればよいのであります。その点にやはり疑問があるからこの委員会に諮るゆゑんがあるのではありませんか、これは可否というものが正しいのではありませんかと私はどうしても解釈します。政府はどうしてもこれをそうでないとお考えになりますか。

○政府委員(平井三郎君) つまり私の申し上げるのは、許可の一般基準は重要な事項でありますので、明文を待たず管理委員会の議で決定して行きますので、それによつて当然許可の基準が決定される。但し許可をするといふことは操業上停止してしまふ、いわゆる生産面から姿を消してしまふといふことでございまして、その点について特に慎重な取扱をいたすという意味の規定である。かように解釈してあるのであります。

○岩本哲夫君 どうも政府の御説明は了得できませんが、私はこれを以ちまして質問を打ち切ります。

○入交本蔵君 この第九條であります。第九條に監査に基き必要があるとするときは、この命令というものはどういふ内容のものでございましょうか、これを或る程度具体的に例を挙げて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 第九條の監督命令であります。この法律は從來の規定の仕方と異なりまして、二つの制限を置いてあるわけであります。これは今御指摘になりました「報告又は監査に基き必要がある」と認めるとき、こゝにいたしまして、從來の立法例は行きなり監督命令が飛出すといふやうな書き方でありましたけれども、特に報告を徴し又は必要ないことは監査をした上で、事態をはつきりさせてから、必要があると思つたときに監督上の命令を出す。更に又この際管理委員会に諮つてこれを出すといふふうにしておるのであります。次に監督上必要な命令という意味は、積極的にこの新鉱をやれとか、或いは設備をどうせよといふやうな積極的な命令ではございせんので、この前の第八條の監査の條文にございまして、例えば資金、資材といふものがその用途をいたしたところに使われなくて、横流しされたといふ場合に、そういうことを改めさせるという意味でありまして、いわゆる消極的な意味の命令であります。設備の拡張の指示とかいふやうな積極的な命令は、指定炭鉱のみに限られておるものであります。そういう二つの制限といふものを持つた規定であります。

○入交本蔵君 そうすると、今の御答弁によりますと、第八條での監査、検査の結果によつて起る命令でございしますか。

○政府委員(平井三郎君) それを法律的な要件にいたしておりまして、報告を求め、或いは監査をいたしまして、寸分事実をはつきりさせました上で命令が出るといふ運用になるわけでございします。

○入交本蔵君 それから次に第十條でございしますが、先刻段々他の委員から質問がございしましたが、この「石炭鉱業の全部又は一部を廃止し、又は休止」という問題であります。これは石炭鉱業といふのはその炭鉱の全体を指したものであります。それとも一部といふのは、その炭鉱内にありまする各事業場が分れておりますので、そ

は当然可否を決める場合にはというこ
基準があればよいのでありまして、そ
告を徴し又は必要なことは監査をした
る各事業場が分れておりますので、そ
ことでございますが、これは段々先刻
来御質問がありました、その炭鉱経

管につきましての事業計画は、この四
半期毎の事業計画も作成しますけれど
も、これは極く小さいことになりまし
て、ここに増産をするための大きな
計画をいたしたためには、相当長期
に亘ります計画をなすことが多いの
であります。従いまして長期に亘りま
すことと、それからそれに對する
資材、資金といふ面が揃いませねば、
到底この計画は立たないわけでありま
すので、この計画を立てますにつつま
しては、相当大きな資金、資材が入用
であるのであります。つきましては、
この点につきまして政府とされまし
て、十分な御予定なり、御準備があら
れることかと思ひますが、この点につ
きまして、政府の準備につきましての
お考えを伺いたいことと、尙この資材、
資金の点がこの計画を立てます増産に
つきましての私は一番の要件だと考え
ますので、是非共、こういう條件は段
段先般委員からの質問によりまして
の御答弁によりまして、十分その点は
用意があるとは申されますけれども、
でき得べくんば、私共はその資金、資
材の助成の点をはつきりと條項に謳つ
て頂ければ、非常に増産の点につつま
しては助成になると、こう考えるので
あります。この点につきましての御所
見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 炭鉱の事
業計画なり長期の計画を基礎にして決
定されます関係上、やはり全般の資金、
資材等の見通しを以ちまして、初めて
具体的な正確な計画ができるという点
は誠にとおしやる通りであると思ひま
す。従いまして政府といたしまして
も三千三百万トンと明年度の計画を決
定いたしました、それに必要な資

金、資材といふものの供給確保につ
きまして、安定本部とも折衝を続けてお
る次第であります。安定本部におきま
しても、三千三百万トンの計画はこれ
を必ず達成するという建前の下に、安
本としての資材の計画等も現在検討を
進めておる次第であります。必要な
資材はこれを確保するといふ決意を以
て、現在関係各廳において協議が進
められておる状況であります。従いま
してこれらの見通しがつきますれば、
これは直ちにこれを更に地区別に分け
て行きまして、各炭鉱の事業計画の設
定にこれを一日も早く御連絡をいたし
て、計画設定を適正ならしめるよう
に考へておる次第であります。

○入交太蔵君 資金、資材につつま
しての御答弁でございましたが、私はこ
の点が増産に對する業者としてしま
しての計画上の資金、資材の面が第一
だと考へますので、この法案を以て増
産に充てられるならば、私は是非共この
点をはつきり條項に謳つて頂きたい。
こう思ふのでございます。それとこの
問題に關聯しまして、先刻堀委員から
も触れられました、計画を立てまし
て、これを進めますにつつましては、
相当長期に亘りますので、この予定が
資金、資材その他の關係によりまして
変更を命ぜられるということになりま
す、そこに非常に計画が違ひますの
で、その事業主として非常に損失
を蒙りますし、又計画が齟齬をいた
します關係からいたしまして、増産に
對します非常なこれは障害になると
考へるのでございます。この点につ
きましては、これは要するに管理されま
する政府の責任になると考へるので
ございますが、こういう点につきまして

のお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 管理法目
体は、前委員會においてもしほ／＼申
上げましたように、要するに資金、資
材の面につきますれば、この管理の実
施によりまして適正な計画をこれによ
つて設定し、同時にその現物化を図つ
て行くといふことにこの法律の目的が
ございまして、その点は第一條にお
いて包括的に入つておる次第でありま
す。ただこの法律に必要な資金は充
足すべしといふ趣旨の規定は、法律の
規定としてはむしろ從來の例から見ま
しても不適當ではないかといふこと
で、法律の目的及び第一條の具體的な
書き方において十分その趣旨は盡され
るものといふふうに考へるのでありま
す。それから計画の変更の点でありま
すが、これも突如として計画の変更が
すばんと事業主に行くとすることは、
從來の例から行きまして、そういう
ようなやり方は考へられないのであり
まして、事業主から計画の提出があり
ますれば、事前に事業主と十分に懇談
をして、お互の納得するまで計画を變更
する必要があると變更して行くといふ
ことが恐らく普通のやり方であろう、
普通の運用上の問題であらうと思ひま
して、ただその場合におきまして、事
業主と石炭局長との間にどうしても了
解がつかぬといふように、而もその姿
更の個所が重大であります場合におき
まして、炭鉱管理委員會に諮つて、そ
の地区内における各業者及び労働者
の意見を聞きまして後變更の命令が出
るのであります、いわゆる事業計画
を變更し、知らん間に直ちに變更命令
が飛び出して来るというやうなことは
、運用上考へられない次第でござい

まして、そういうことのために事業主
に非常な迷惑をかけるということとは、
運用上予想しておらないところであり
ますし、又そういうことは万々しない
ように運用して参るつもりでございま
す。

○平岡市三君 第六條についての質問
でございまして、事業計画の実施の責
に任ずる」と書いてありますが、この
實施の責任に任ずるといふのは、どう
いう意味でございましょうか。道徳的責
任を問うといふ單なる意味でありまし
ょうか、それとも何か特別の形式で以
て責任を問う、こういう意味でしよ
うか、ちよつとその点をお伺ひしたい
と思ひます。

○政府委員(平井三郎君) 第六條は、
指定炭鉱の場合におきます炭鉱管理者
が、實施の責任に任ずるといふ規定と、
一部照應した点もございまして、これ
は一つの宣旨の意味でありまして、一
つの事業主としては、その事業計画の
實施の責任に任じていわゆる生産達成に
全力を盡して行くべきであるといふ趣
旨を闡明したに止まつております。

○平岡市三君 次に第八條でございま
すが、八條の二行目に「生産拡充用の
資金及び資材」この特別な言葉をお使
いになつておりますが、拡充用の資金、
資材といふ言葉があるとするならば、
その反面に通常用の資金、資材或いは
經常用の資金、資材、こういうものが
あり得ると思ひるのでございますが、そ
の二つのものがあり得るとしたらどう
いうふうな區別見解をお持ちになつて
おりますか、その点を……

○政府委員(平井三郎君) これはこ
の條項のあとで「生産の状況並びに拡
充工事の達成状況」というやうな文字

がございまして、それを引つ括めまし
て、生産拡充用、こういうしたのであ
りまして、いわゆる生産拡充といふ言
葉が、後段に出て参ります拡充工事
といふ意味を受けての意味ではなく
て、いわゆる生産を達成して行きます
上の資金、資材といふことでありまし
て、運轉資金及び企業資金両者も含む、
資材につきましても同様である、こ
ういふふうに解釈しております。

○平岡市三君 ちよつと今の御説明が
私にびんと來ませんのでございませ
んが、炭鉱におきまして平常の生産を行
なつて行く場合には、通常これだけの
資金、資材が要る、それ以上の生産を
するためにはこれ／＼の資金、資材が
要る、こういう意味でございませ
んのでしょうか。ただ單に生産用の資
金、資材という、こういう意味でござ
いましょうか。

○政府委員(平井三郎君) これは両
者を含めまして生産拡充用、こゝに
したのであります、いわゆる拡充だ
けが生産拡充ではないのでありまし
て、一つの増産計画を立てまして、今
月一万吨、來月一萬一千トンとい
うように生産を増して参りますこと
は、一つの生産拡充であり、そういう
意味で解釈しておる次第であります。

○平岡市三君 それでありますなら
ば、何も拡充用というやうな言葉を使
わずに資金、資材の使途、生産状況及び
工事の達成状況に關して監督をする、
こゝにいうふうにお書きになれば十分
と思ひますが、いかがでございまし
ょうか。却てこの書き方によつていろ
／＼の疑念を起して、特に生産拡充用、特
別の經常用以上のものだけは監督を受
けるが、それ以外のものは經常用のも

の監督を受けなくてよいのじやないか、こういうような疑いを却て持たれ易いが、こう考へるのであります、いかがでございましょうか。

○政府委員(平井三郎) 御指摘のよう、ただ資金、資材と書きまして、それで十分だとおしやる点も一つの立派な御意見だと私共考へます。併し衆議院におきまして、生産拡充用といたしました意味は、別に拡充工事に必要な資金、資材というのに限定する意味ではないということも、提案者としてもはつきりいたしておりますし、從來私共が生産拡充と言いました場合におきまして、いわゆる拡充工事ということのみに限定しておるといふことも考へておりませんので、この字句の使い方といたしまして、生産拡充用、こう言いますれば、いわゆる生産用、もう少し廣く考へますれば生産用といふふうにも書くのであります、このあとの生産の状況、拡充工事の達成状況、こう廣く細かく書き分けておる關係上、上の方でも單に生産用とすることとどうかという点で一緒にくつ附けたような、生産拡充用というような用語になつたわけでありまして、私共といたしましては、法律の運用上そういうふうにも當然読めますし、同時に從來の生産拡充という意味から言います、廣い意味の、いわゆる廣い意味と申しますか、狭い意味の拡充工事に限定されるものでないというように十分解釈できますので、そのまゝの文字を取つて十分運用できるのではないかと、このように考へておる次第であります。

○平岡市三君 大体その監督という定義からいたしますれば、すべての、即ち大臣が申されました通りに、企業の実態を把握するのだ、こういう意味に解しますれば、監督というものは決して一部の監督ではなくして、すべての資金、資材全体の監督をすべきが當然でありますから、これは資金、資材と申しますれば、それで派山だらうと思ふのであります。まあその点はいい加減にいたしまして、次に「業務の状況に必要の報告をせよ」というふうな長官又は石炭局長が、これを行うことになつておるのですが、この場合に、石炭局長と石炭局長の両者に報告をしなくちやならんのでしようか、それとも両者の一方だけに報告しなくちやならんことになりましようか、その意味をちよつと承わりたい。

○政府委員(平井三郎) これはこの法律といたしましては、石炭局長官も報告を徴し、監督も得るといふ制限だけを規定した次第であります。この法規の條項が實際に適用される場合におきましては、石炭局長といふものが主體になりまして、各管内から報告を徴し、監督をさせるというのとに相成るわけでありまして、その際、石炭局長から關係官がこれに参加するといふ場合におきましては、石炭局長官が監督をされたということになる一つの権限だけをここにはつきりさした、両者が報告を徴し、監督ができるという権限だけをはつきりさしたのであります。今申上げましたように、石炭局長が主體になり、計画的に報告を徴し、監督を行う、従つて同一の事項について、石炭局長からも報告も求められ、又石炭局長からも報告を求められるといふことは運用上十分これは避くべきものであり、又避けて行くつもりで運用して参りたいと考へております。

○平岡市三君 石炭局長官と石炭局長の間に権限の区別又は差異があつて、結局聴取するところの報告もおのづからそれによつて違ふ、こういう意味でありましようか、それともそういうようなことではなく、必要に応じて両者共に同一のものを聴取することもあるし、或いは違つたものを聴取することもある。こういうふうな考へでしようか。

○政府委員(平井三郎) 御指摘のやうな場合も、第一の場合もあると存じます。直接石炭局長官の権限に属する事項について報告を徴する、或いは監督をするといふこともあるわけでありますが、この管理の運用に當つては、何と申しましても石炭局長といふものが、いわゆる現場と直結した機關でございまして、石炭局長が中心になり、報告を徴し、監督を行なつて行くといふ運用に相成るかと思へます。

○堀本治君 第一に、第六條でお尋ね申上げたのでございまして、この席上でもたび／＼政府から、商工大臣からお話もございましたので、この法案は政府と業者と労働者、これが三位一体になつてやらなければならぬ、かようなことで聞かされておるのでございしますが、私はその三位一体になつてやるといふことは、三者が平等の立場に立つてやる、こういうふうには考へるものであります。先刻も申した生産協議会、いわゆる労資が平等の立場において経営協議会なるものは行われ、おの／＼その分を守るけれども、

常に平等の立場で、こういうふうにいわれるのであります。従つてどうして私のこの法案を本日に三位一体で遂行するためには、三者の間が常に平等でなければならぬ、私はかように思ふのであります。然るにこの法案には「政府の監督に従ひ」といふことになつておる、私の「監督に従ひ」といふことでは、三位一体といふ今までのお話の精神が悉く抜けておるのではなからうか、私の三位一体になれば、監督するといふやうなことでなく、三位一体だといふ、平等の立場という表現がなければならぬ、かように思ふのであります。先般来たび／＼私申すのでありますが、どうしてもこの法案には、いわゆる官僚統制の臭いが抜けないといふことを、私強調いたしておるのでございしますが、ここにもいろいろ言葉が出るのであります。私どうしてこれ三位一体といふ精神に背くと思ひますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(水谷三郎) 三位一体の協力体制といふことは、少しも変わりません。併し政府と申しますか、國家といふものが経営者並びに労働者より一段高いところに立つて、それで三位一体ができないといふ理窟は私は理解するわけには行かないと思ふのであります。例へば夫婦の間はこれは両方の車のやうなものであるとかいふ／＼皆形容詞で申します。併しながら日本の家庭生活においては、夫と妻といふものは旧憲法の下においてはそれ相當の差別があつた、その場合においてそれが夫婦が協力しておらないといふことは言えないのと一緒であります。堀さんのいふのは、懸平等主義の上に立たれた議論でありまして、私は承服するわけには行きません。

○堀本治君 どうも水谷大臣から懸平等などというて彌次られたのであります。併し私ども少し私の考へ方は違つておるか知れませんが、今あなたはお出になつたのであります。併しその憲法が改められて、要するに男女が平等になつて、併し今までの憲法があるが故に、夫婦はそういう態度を採つたのではなくして、それは長い間の日本の習慣でございまして、國柄の風とでもいふ方が本當でございまいしょうが、それについて今度は平等の立場といふことをはつきりと憲法に決められて、憲法に決められても恐らく日本の道徳観から言へば、あなたが今おつしやつたやうな立場で行くことだろうと私かように存じます。併し要するにこれらの仕事は、そういう道徳観に立つべきものならば、私道徳観に立つていふことを明記する必要がある、今平井局長のおつしやるのには、これはいわゆる宣言だ、宣言である以上には、私はどうして三位一体であるといふ宣言がなければならぬ。業者はその責に任ずる。業者に持つて行つて、責に任ずるといふ非常にきつい言葉を持つて行つて、而も「政府の監督に従ひ」、私はむしろこれは業者が責に任ずると同時に、政府もこれに対して十分なる協力、助成をするといふように定める方が、私はこの法案は本當じやないか、今までの御説明から言へばどうしてそれではないか、非常に屈辱を感じるものであります。或いはこれは非常に間違つた考へか知れませんが、本當にこれをして増

た議論でありまして、私は承服するわけには行きません。

○堀本治君 どうも水谷大臣から懸平等などというて彌次られたのであります。併し私ども少し私の考へ方は違つておるか知れませんが、今あなたはお出になつたのであります。併しその憲法が改められて、要するに男女が平等になつて、併し今までの憲法があるが故に、夫婦はそういう態度を採つたのではなくして、それは長い間の日本の習慣でございまして、國柄の風とでもいふ方が本當でございまいしょうが、それについて今度は平等の立場といふことをはつきりと憲法に決められて、憲法に決められても恐らく日本の道徳観から言へば、あなたが今おつしやつたやうな立場で行くことだろうと私かように存じます。併し要するにこれらの仕事は、そういう道徳観に立つべきものならば、私道徳観に立つていふことを明記する必要がある、今平井局長のおつしやるのには、これはいわゆる宣言だ、宣言である以上には、私はどうして三位一体であるといふ宣言がなければならぬ。業者はその責に任ずる。業者に持つて行つて、責に任ずるといふ非常にきつい言葉を持つて行つて、而も「政府の監督に従ひ」、私はむしろこれは業者が責に任ずると同時に、政府もこれに対して十分なる協力、助成をするといふように定める方が、私はこの法案は本當じやないか、今までの御説明から言へばどうしてそれではないか、非常に屈辱を感じるものであります。或いはこれは非常に間違つた考へか知れませんが、本當にこれをして増

す。或いはこれは非常に間違つた考えか知れませんが、本当にこれをして増

かかてございましょうか。

○政府委員(平井富三郎君) これは事業計画を実施する責といはしまして事業主としては計画を設定し、同時にその計画を実施して行く責任がある。これは單にいわゆる企業家としての一般的な責任ということも当然出て来る責任であります。同時に一般炭鉱につきましても、管理に入つておるといふ意味で、いわゆる國家管理の一つの体系上この事業計画の実施の責任者は事業主であるのだという点を明確にいたしましたのであります。当然のことのうではございますが、一つの管理機構

として老練とした場合に、決まれば、主が責任を負うのだという点を明確にしたいのであります。

○堀末治君 これは分りました。それとこのいわゆる事業計画が完全に計画通り遂行できなかったという時には、何か処罰とかいう点はございますか。

○政府委員(平井富三郎君) これは一つの生産責任でございますので、予定事業計画がその通り実現できなかったという、直ちに法律上の罰則をここへ書くということは不適当であるというふうに考えまして、これはそういう一つの管理機構上における地位を闡明するということに止めてある次第であります。

○堀末治君 そうするとこれによつて責任を問われるということはないので

○政府委員(平井富三郎君) いわゆる
司法上或いは行政上の罰金、或いは過
料というような手段の責任の問い方は
いたしておりません。

○細川嘉六君 商工大臣にお聞きした

155

い。この第五條に言つておる事業計画、これは私共の見解では生産協同組合が作成すべきであると思ふのであります。これは余程考えが突飛なようでありませんが、実際石炭管理案というものが持つて行かなければならなかつたのは、この前申上げましたように、現場において働いておる者が本場に總意を發揮するところからこの問題が起つて來ておるのである。詳しいことは申しませんが、現在炭鉱主というものは政府から百五十億圓の金を注ぎ込んで貰つておいて、尙石炭も碌に掘れないという大騒ぎである。又昨日の委員会でも、今日お出でにならないが、川上嘉市君のごとき炭鉱の労働者は特別の手当を受けておるに拘わらず働かん。もつと労働強化をやつて長時間働かせなければならぬといふことを述べられました。これは實際本場に労働者の働いておる状態を御覧になつておるかどうか、一つ例を申しますと、實際炭鉱夫といふものは命を捧げて危ない作業をやつておるのである。長壁式前進法といふことで石炭を掘つておるので、危なくて仕方がない。本来ならば長壁式後退法といふものと進歩した採掘をするのであります。それにも拘わらず今日日本の炭鉱といふものは競争の中から今日にかけて危険な長壁前進式をやつておる。その他坑木が不足しておるとか、排水がうまく行つておらんとか、機械が摩滅しておるとか、こういうような状態で炭鉱夫といふものは命を懸けて働いておる。そうして殊に労働組合の発達した……労働組合をこころにおる委員諸君は余程お嫌いのようであるが、労働組合の発達しておる所

は、実績上出炭量を殖やして來ておる。そういうようなわけで炭鉱の労働者といふものは一生懸命になつて生産に努めておる。それにも拘わらず與えられるものはひどい。一度炭坑内に入つて行つて働くと目方は約二キロくらい減るものである。現に参議院、衆議院の炭工本委員会の中からもこの炭鉱を視察なさつた、その報告は皆厚生施設が悪いといふことを一致して述べておられる。それでそういうような状態なのは、全く今日の資本家の炭鉱経営といふものは成立して行かん。やつて行けないことを現わしておるのである。そこで炭鉱の國管案が問題になつて來ておる根本問題は、炭鉱主は駄目だからもう一つの手は現場に働いておる者を本場に働かせる。こういう手より外ないといふところに來ておるのである。然るにこの國管案はもう原案ができる時に骨抜き、修正して又骨抜き、實際はこの案といふものは、炭鉱側を、成立たない産業を更に成立たせるために、國民の財政の負担で何とかしてやろうといふ、誠に資本家擁護の案である。そして今炭鉱國管案が問題になつて來ておる現状、私的炭鉱が成立たないから、その一つの手として労働者の手による外ないのでここに來ておる。これが骨抜きである。問題は本場ならば五條においては、この事業計画といふものは誰が立てる。これは現場におる者に立てさせる。そして責任を持つて立ち上がらせる。これでなければならぬ。それから殊に昨日の一般質問においては悪いのは皆労働者であるといふことになつて來ておる。その引合に細川委員が何とかいふたといふことまで言われた。板谷君は

こういうことを言つた。北海道で石炭が出ないのは労働者が悪いのである。労働者を働つておる奴は退職軍人である。それをやつておる奴は共産党である。共産党を弾圧しなければ石炭は掘れないといふことを速記録について私は知りました。以ての外のことです。或る方面では秘密政府といふことを發表した。これは何を發表したか、これは日本においてしつこい反動主義の者が廣くはびこつておる。民主主義の完成を妨けておる。これを指摘しておる。それをもちつて、共産党が秘密政府か、秘密工作かなんかやつておるように取り扱ふことを板谷君が言われた。板谷君がここにおられんことは誠に残念であるが、そういうことを言つて、労働者側の本場のところを理解しようといふ。今日の勢力家たち、これは我が國の経済の根本である石炭の問題を論ずる資格がない。私は慎重審議の重大問題は討議さるべきであると思ふ。併しながらこの炭鉱國家管理案が出て來た。この重大なる時期を理解せずして、この問題は本場に合理的に解決されるであらう。民主主義にしましても、経営と資本を分離しなければならぬといふようなことを公に言われた。修正資本主義はそういうことを本にしておるという意味であります。社会党だつて経営と資本を分離しなければならぬ。そういう意識込みで實際は炭鉱國管案を作らうといふ一生懸命になつてやられた、尤もな次第であります。それです。それから、我々はこの第五條はもうすでにこの問題の解決は石炭の危機を突破する途は、この案では誠に不完全になつて來ておると言わなければならぬのであります。

それから第八條、第九條、これは先程來いふ／＼と疑問になさつておるが、炭業の状況に關して監査するといふ、これは規定の上では成るほど立派に監査するようになっておりますが、從來こういう規定の上でやつただけでは、本場の監査はできません。官吏とそれから企業家との結託といふものについての醜聞はいろいろ傳つておる。物事は公でなければならぬ。殊に大資本を、國民の負担であるお金を注ぎ込んでおる以上、監査は單に報告をやつた、受取つたというだけでは駄目である。本場に報告或いは調査といふものは公の目に暴かされなければならぬ。そこに邪魔なことがないようになければならぬ。そういう組織或いは規定を作つてなければ、この監査といふものは役立たないといふことは考へます。もうここまで原案はできて來ておりますが、商工大臣水谷君はここで一つ勇氣を奮つて元に戻る氣はありますか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 細川さんの御意見の元に還れといふのは、原案に戻れといふのでしようか。その原案もあなたは満足だと言われるのでありますから、結局その元に還れということになると、私は社会党を辭めて共産党に入らなければならぬといふようなことになりまして、どこまで行くか分らないのですが、元に還れといふのはどこに……どの法案を差して言われるのか伺います。原案に戻れとおつしやるが……

○細川嘉六君 ちよつと言葉が足らなかつたが、實際は分つておることだと思ふのですが、現場の労働者を主体と

した案に大体すべきである、實際重大問題でありますから、ここまで衆議院でやつてもつさひい磨擦まで起してやつて來たことにしても、参議院ではここで正しい道に還るといふことの勇氣はあなたにないか、政府にないか、大事なことでありましてここであなたに申すわけでありまして。

○國務大臣(水谷長三郎君) 政府といひましたは原案を提出したのであります。衆議院におきまして前に述べました大体五つの項目につきまして修正が行われました。併しその修正におきましては政府と現場との關係といふものは企業を通すか通さないかといふ点でございまして、我々は運用の上におきまして十分に現場を修正案においても把握できるという考を以ちまして修正案に同意をしたような次第でございます。たとへて申上げますれば、蝶よ花よと六月で來た子供が、いざといふ時に自動車事故で手足に大怪我をする。もうこんな大怪我をするならば親の立場として死んでしまふべしといふのも親の情であります。併しながらこういうような手足に大怪我をしても又一つこの子供を十分に育てて社会の御用に立てるといふのも、これ亦親の情でありまして、私はあつた親の情を取りたいと思ひます。

○細川嘉六君 私は水谷君のそういう比喩ではこの炭業問題は解決できない、今は日本の國は誠に瀕死の重態であります。この重態には重態に必要な薬が要る、政治には政策が要る。その政策を國民は待つておる。政治家としてなすべきことはお互社会階級、社会層の利害、それだけに眼を触れておつては國民は浮べません。この國民全体

こにおける委員諸君は余程お嫌いのようであるが、労働組合の発達しておる所

る。その引合に細川委員が何とかいつたということまで言われた。板谷君は

て来ておると言わなければならぬのであります。

かつたが、実際は分つておることだと思ふのですが、現場の勤労者を主体と

層の利害、それだけに眼を触れておつては國民は浮べません。この國民全体

のためにやはり我を捨てて日本が実際伸びられる方向へ方針を立てて進むということが大切だと思ふのであります。今水谷君とこれを議論したつて片

付かないが、こういう大きな本場に公の立場においてこの炭鉱の案が審議されることは非常に望ましい。私は本法の逐條審議において何が正しいか、この点を明らかにしたいと思ふのであります。実際慎重審議するといつても、私の利益などに動かされておれば本場の慎重審議は効果はありません。本場に板谷君が共産党は破壊工作をやつておる、石炭増産の妨害をなしたと言われたような、そういう考で以て各党の立場を見る、或いは共産党の立場を見る、或いは共産党の言うことを正當に見ないということは、これは怪しか

らん。お互に各党の立場を理解して、何が合理的な立場であるか、その正しいものに勇敢に飛び込んで行くのが政治家であると思ふのであります。これ以上は又逐條のときに申すことにします。

○榎本治君 私ずつと逐條に持つて行つてお聴きしたいと思ふのですが、第七條のこの「命令の定める」、この命令もこの間お示しになつた要綱に出ておりますでしようか。

○政府委員(平井三郎君) 一頁の裏の最初に出ております。

○榎本治君 そうすると、この「事業計画の実施状況」というのと、二十一條の「指定炭鉱の業務計画の実施上」こうなつておりますが、これは内容はほぼ同じく程度のものにお考えですか。

成るのであります。それ／＼の事業計画及び業務計画に應じた実施の状況の報告であります。

○委員(橋本平太郎君) 第二章について何か外に御質疑が……。「まだありますよ」と呼ぶ者あり」○小林英三君 議事の進行につきまして、今夜ずつともつとおやりになるのでしたら、この辺で休憩願いたいと思ひます。

○委員(橋本平太郎君) いかがでしようか、このまま第二章をやつてしまつたらどうかと思ひます。「異議なし」と呼ぶ者あり」○委員(橋本平太郎君) どうぞ第二章についての質疑を御継続願ひます。

○大屋三三君 この第二章を五條から後で伺ひますが、總括的にこの普通炭鉱と指定炭鉱に対するこういう法規、監督、あらゆる点における大体的アイディアの相違を一つ大臣になり政府委員、どちらでもよろしうございしますから、概括的に一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(平井三郎君) これは先程申上げましたように、一般炭鉱の管理につきましては、監督が主でございまして、監督に基きまして、その一般炭鉱の状況を把握し、同時に必要がありまふ場合に、事業計画の変更或いは先程申上げましたような意味の監督上の命令を発するというのが一般炭鉱の管理の概要であります。指定炭鉱はいわゆる指定炭鉱の業務の運営につきまして、或いは生産協議会の設置及び炭鉱管理者制度と指定炭鉱の業務運営につきまして一つの組織を設置しております。それによつて運営を行くというところ、業務計画は石炭局長の指

示によつてこれを最後に決定をいたし、事業主が案を決定し石炭局長の指示によつて動いて行く、つまり國と企業者、企業というものと意見の合一によつて計画が決定され、それが実施されて行く。従ひましてそれに対する監督上の命令又は指示という点につきまして、先程申上げた一般炭鉱の消極面に限られるということよりも相当廣い意味で、命令なり、指示が出て行くというものが大体的本筋的な違いであります。

○大屋三三君 然らば平たく言うといふと、一般炭鉱はいわゆる監督をする、どういふふうな仕事をやつておるか、それを俗に帳面を調べるとかいふ觀念で監督をやる。指定炭鉱は実体に入つて行く、こういうふうになつておるわけですが、そういうふうにして承しでもいいわけですね。そこで一般炭鉱の監督ですが、この逐條にいろいろ盛つてあるのですが、大体的において大綱的に考へて、どういふ点を監督しようというのが狙ひですか。

○政府委員(平井三郎君) 監督の要目につきましては、第八條の修正案におきましては、いわゆる資金、資材の使途或いは生産の状況並びに拡充工事の達成状況に關して監督するというのが、具体的に大體挙げられておるわけでありまふ。

○大屋三三君 先程のあなたの……私はまだここへ行くつもりはなかつたのでありますが、あなたから話があつたのでありますが、さつきのあなたの説明で、生産拡充用の資金及び資材、生産拡充というものは文章でこれは形容詞です。それから、資金資材の上に特に生産拡充用という字を附ければ、これを或る

程度制限するといふ觀念になるので、この点に対する御説明があつたのです。又衆議院の修正案の提出論者の意見も、これが形容詞ではなくして、特に生産拡充用という言葉は、あなた方の石炭行政に携はれる諸君が常に一般の形においてこれを使つておるから、強いてこの字を使つても、奇異な不思議なことはないといふので、これを見過したのだといふような、これでも間に合ふ、十分これで役に立つという御説明であつたのですが、これはなかなか法律用語としてこういう字を用いるといふことは、今でこそこれくらい一生懸命に骨髄を穿つていろいろな点を詮議しておるからいふようなもので、これは非常に漠とした現わし方であつて、甚だ不適当である。それからこれを又細かく少し掘下げて言うならば、例えば先程多分平岡委員の御質疑だと思ひますが、この拡充用の資金でない点から、生産拡充用の資金でない、而も政府から融資をされた資金にあらずる自己調達した資金といふようなものがある。又この資金の性質には御承知の通り、先程もどなたか触れられたと思ふのでありますが、いわゆる通常のランニングの資金もありまふし、生産拡充用の資金もある、又經常費の資金の中を計理的に分析すれば、いわゆるランニング・エクステンズなり、又リプロダクシヨンのエクステンズもある、或いはデプレシエシヨンのエクステンズもあるといふので、資金の内容を一つ形容詞を附けて言へば、それ／＼の性格を現わす特殊の資金を意味することになる。然るにこの眞の狙ひは、そういうような細分された特殊の資金を現わさない、然る

にも拘らず、こういう言葉で間に合はせられるという御答弁であつたのですが、それでは折角法律用語として非常にアンビギュアスになる、こういうように先程のあなたの御答弁を聴いて思つておつたのですが、重ねてもう一遍一つお願いいたします。

○政府委員(平井三郎君) 私共は生産拡充用、先程申しましたような意味で、いわゆる下にある拡充工事といふような意味に限定はしておりませんので、生産の状況、拡充工事の達成状況から相照應して、生産拡充用といふものは解釈すべき問題である、即ち再生産用といふ言葉は換えて申しますならば、そういう意味と同義語においてこの点解釈されるであらう、この修辭の問題につきましては、資金資材の使途とぶつかりに書いても、これでも私共は結構だろうと思ひますが、その資金資材の上に再生産用なり生産拡充用なりといふ修辭を附けることも、その修辭によつて特に狭く意味が解釈される虞れもございせんし、この法案の大體の書き方といたしまして、生産の状況とか拡充工事の達成状況とか、或る程度非常に具體的な全體の書きぶりでございますので、恐らく衆議院においても生産拡充用といふ文字を使つたのであらうと考へますし、提案者もいわゆる拡充工事はこの資金資材といふものの使途を限定して、而も監督といふものに限定しておるわけではないのでございまして、政府といたしましてはこの文字によつて別段監督の目的とするところと非常に噴違つたものがございまして、非常に考へておらな

○大屋三三 提案者がそういうつもりではなかったといつても、ここに書いた文字で、法律というものは一應はこの字句解釈ということに御承知の通りになりますから、生産拡充用の資材と、こう語つておると、然らざる資金もある。例えば自己の調達した資金といふものはありますから、そういうものはどうなりますか。

○政府委員(平井三郎) 生産拡充用の資金資材という言葉を十分炭鉱の現在の使つておる資金の監査はなし得る。生産拡充用の資金の監査というものは、單に復金からの融資だけを意味するといふ意味は一つもこれからは出て来ないのであります。自分の責任、自分の能力において融資を受けた金額も勿論生産拡充用の資金でありまして、そういうふうな区別はこの言葉からは出てこない、要するに全体の書きぶりがこうなつたのでありまして、單に私が申上げておるのは、提案者はそういう解釈だからといふのはございませんで、生産拡充用という言葉は言い換えれば再生産用といふことでありますので、それによつて別段この監査の規定が非常な制限を受けるということとは、政府として想像できないという意味を申上げ、同時に提案者としてもそういう意圖はなかつたといふことを併せて申上げた次第であります。

○大屋三三 そうですね、炭鉱業においては普通慣用されてゐる生産拡充という言葉は、我々一般実業、産業方面において使つておる生産といふのと同義語なのですか。

○政府委員(平井三郎) 要するに二千三百万トン、三千万トン、三千三百万トン、四千万トンというふうに生産が伸びて行く時期において、いわゆる一般の生産計画は、同時に生産拡充計画であり、いわゆる再生産計画であります。未廣がりな計画になつて行くのが、全体的に見ても考えられます。状況でありまして、生産拡充用といふのは、その生産計画及び一つの例えれば計画があれば、それをも含んだ意味の言葉である。かように私は解釈しております。

○大屋三三 だからつまり生産と、生産拡充といふのは同じ意味ですね。

○政府委員(平井三郎) この場合においては同じに考えられます。但し生産用といふと、拡充用工事に使つて資金は含まぬといふような疑問も出て参りまして、生産拡充用と言つた方がむしろ廣く解釈されるのではないかと、いふようにも考えられます。

○大屋三三 そういふふうに説明されると分るのです。分りました。そこでこの、他の委員のお触れになつた所は一應オミットいたしますが、この今の実施の責に任ずるといふのは、これは法律的な罰則の適用は、民法の損害賠償も何もないので、これはデクレーション、宣言と承つてよろしうございませうか。

○政府委員(平井三郎) その通りでございます。

○大屋三三 それからこのしぼ／＼問題になつた第六條の「炭鉱の事業主は、政府の監督に従ふ」と、こうあるのですが、いろいろ／＼なことが監督に該当すると思ふのですが、この監督という字の概念はどういうことを意味しておりますか。

○政府委員(平井三郎) いわゆる政府のこの監督に従ふと書きしました意

味は、第一條におきまして、政府が臨時に炭鉱を管理し、という言葉と照應いたしました。一般炭鉱の事業計画の実施の責任者は事業主が当るのだといふことと、その炭鉱の事業といふものが政府の管理下に入る。従つてこの第九條にあるような監督上の命令もできるという意味を含んで監督という字を使ひました次第であります。

○大屋三三 その第八條の只今の「当該の官吏をして」という修正案の狙いと、それから原案とは、一体實際上余り違ひはないと思ふのですが、これはどういふふうに違ひることになりますか。

○政府委員(平井三郎) 実体を修正案ははつきりした意味でありまして、形式的に申上げますれば「事務所、事業場その他の場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類、設備その他の物件を検査せしめることができる」と形式的に申上げますれば、勿論廣くなるようでありまして、監査の対象から言ひまして「生産拡充用の資金及び資材の使途、生産の状況並びに拡充工事の達成状況に關して、監督」ということになりまして、実体的には大体同一範囲であらうと、かように考えております。

○大屋三三 むしろ実体的には同一だが、狭くなるというような立法者と修正論者と私は同じであると思ひますけれども、狭くなるというような感じが、即ち原案においては非常に廣くあつたのであるが、修正案においてはこ

ういふ書き方をすれば、原案では何も彼も検査ができますが、この修正案ではここに謳われておる目標だけにしか

監査の眼が通らないというようなデフアレンスか何かあります。

○政府委員(平井三郎) 大體形式的に申せば、原案の方が廣いのでありまして、衆議院で修正した趣旨も恐らく監査の目的といふものは、その拡充の資金、資材の使途を先ず監査する。又生産状況、拡充工事の達成状況を監査するといふので、それを端的にここに書きまして、監査の内容といふものを法律的に明確にするといふことは、適當であらうといふ趣旨であらうかと思ひます。従つてこの修正になりまして、どういふ部分が抜けたかといふことも、具體的には私共として検討しておりませんが、形式的に言へば、今申上げたような、監査の範囲が一應明記されましたので、狭くなるといふふうに考えられますが、政府側で、この第八條の運用において狙つておりました事項は、この修正案において言ひ表わしたところとびつたり合ひのようでありまして、実体上の運用におきまして、これがために、政府の狙いが一部監査ができなくなつたといふ点はないと考えております。

○大屋三三 そうすると、政府は、あなた方は、この修正案の書き方で、而もこの狙いで、何も彼も万事一般炭鉱の資金、資材の使ひ方とか、或いは生産或いは拡充工事の達成状況、炭鉱業一切の実情がこれで監査できるといふふうに考えたわけですね。

○政府委員(平井三郎) 必要なる監査はこれで十分やり得ると考えました。

○大屋三三 そうするとこの文句には書いてない。例えばその炭鉱の資金政策の面であらうかといふような点に

も、何といふか、この條項で触れることができませんか。

○政府委員(平井三郎) 生産の状況、生産といふことは、資材、資金、労働、これらの総合的な現われでありまして、生産の状況を監査するといふことは、労働能率がどういふふうに行つておるかといふことも、當然監査すべく、又監査され得る範囲であると思ひます。

○大屋三三 そうすると、これは民主黨の修正であると思ひますが、民主黨の諸君は原案をこゝういふふうに修正して、或いはよく言われました資本家の干渉を受ける面を狭めたといふようなつもりで、一定の角度に監査の目標を制限したと考へておると思ふのですが、政府の意圖するところは、この代替された條文の書き方で、原案と等しい権力をつまみこれ保持し得ると、こゝういふふうに考へておられるのですか。

○政府委員(平井三郎) 形式的には先程から申上げるように、原案の書き方が廣いと思ひます。併し第八條で政府が狙つております目的は、このはつきりさせられました監査の対象で、必要にして且十分言ひ現わされておるといふふうに考へておる次第であります。

○大屋三三 それでは或いは修正を執筆した人は、狙いが外れたかも知れないですね、それをどう思ひますか。

○政府委員(平井三郎) これは衆議院の修正案におきまして、私は第一の理由は、第八條の書き振りがいかに旧態依然としておるといふ点が第一であらうと思ひます。第二は、監査の対象を明確にするといふ点であらうか

と思ひます。衆議院におきまして、

ます場合は、官吏の身分を果有した者

を提出して置きますが、この炭鉱の事

あります。然るに何故私がさういふ決

ころを推して見えられておるような姿

二千三百萬トン、三千萬トン、三千三百萬トン、四千萬トンというふうになる
○政府委員(平井三郎) いわゆる政府のこの監督に従いと書きました意
彼も検査ができますが、この修正案ではここに謳われておる目標だけにしか
は書いてない。例えばその炭鉱の資金政策の面であるとかいうような点に
であらうと思ひます。第二は、監査の対象を明確にするという点であらうか

と思ひます。衆議院におきましても、この管理法を可決いたしましたその提案者の意図が、不完全な監査の規定を置くというふうには私共は考へておりません。
○大屋三三 それからこの八條の第二項の、その他の政府職員に臨検、検査というものは、これはオミットしましたが、原案のこの官吏その他の政府職員というのは、どういふことを意味したのであるか。

○政府委員(平井三郎) これは石炭局の法制で申上げる事項でございますが、石炭局の局長には、学識経験者及び学識経験ある官吏が過半数を占めるといふふうになっておまして、学識経験者というのは、政府職員として民間の身分を保有したまま政府職員として石炭局で勤務する。それから民間から官吏になりました、いわゆる官吏の身分を取得した者がこの学識経験ある官吏であるという言葉を表現されておりますが、官吏になりました者は、当然当該官吏になる者でございますが、いわゆるワン・ダラー・マン式に政府職員として石炭局で仕事をやる者、これがやはり原案におきましては、監査ができるということになっております。修正案においては監査という性格から見ても、これは官吏の身分を保有する者が行ふことが適当であるといふふうを考へて修正したものです。

○大屋三三 そうですね、政府職員のしめいの方にずつと行く間にも、政府職員という言葉はオミットしてこれに止めてしまつたわけですか。
○政府委員(平井三郎) ワン・ダラー・マンとして石炭局の職員にはなるわけでございます。併し監査を行

ます場合は、官吏の身分を保有した者が、現場に臨んで監査をするというだけでございます。
○大屋三三 この原案の文句の書き方が、臨検検査というその文字と、今度代替した監査というその文字との間には、あなた方はどういふふうな差をお考へになつておるんですか。

○政府委員(平井三郎) これは差がございせん。現場に臨んで検査をする、監査をするという意味でありまして、ただ原案におきましては、従来の立法例をそのまま採つたわけでありまして、これは衆議院で修正されました、監査をするといふふうに端的に書きますことが、文字も柔かくございまして、適当であらう、かように考へた次第であります。

○大屋三三 今度の十條ですが、旧案の十一條「炭鉱の事業主は、商工大臣の許可を受けなければ、その経営する石炭鉱業の全部又は一部を廃止し、又は休止してはならない。」と書いてあるのではありませんか、これは非常に事業計画と経営上に重大な事項でありまして、この修正案では、商工大臣は前項の許可をしようとするときは、全

國炭鉱管理委員会に諮らなければならぬ、こうなつております。成る程修正案の方が原案よりも、これに諮るといふことだけがいわゆる民主的になつております。ところでいふつもこれが問題になるのは、いわゆる諮らなければならぬ。諮るといふつまり解釈論をここに決めて掛からないといふと、私の議論も成立しないのですが、先程委員長が、この諮るといふ意味を説明するデイスカッションはあとでやつてくれ、こういう話でしたから、問題だけ

を提起して置きますが、この炭鉱の事業主が甲の炭鉱、乙の炭鉱の全部又は一部を廃めようか、或いは休止しようかといふことが、その企業全体のいふゆるベイスるか、ベイスらないか、これはいつも我々が事業を経営いたしますときに、例えば多数の仕事の一つの会社で、異なる種類の事業を営んでおります場合に、その時の趨勢に従つて、最初は甲の事業が非常に盛んで、いい採算であつたのが、或る時間の経過と経済界のその時の情勢によつて、非常に採算的に備かつた有利な仕事も備からないうふうになつて、今まで大した仕事でないと思つた乙の仕事が又採算的になり、又在來の企業家でありましたならば、在來やつて來た仕事に、経済界の実情に應じて新規な仕事の分野を取り入れるといふことに常に敏感に、而も適切にその取捨按配をして行くといふのが、この事業経営の要点なのであります。

そこでこの炭鉱を経営しておる場合に、炭鉱の事業主が数個の炭鉱を経営しておる場合に、その中の一つの炭鉱はいふ／＼なアクシデントにより、或いは坑道の距離が非常に長くなり、或いはその他の事由によつて廃止しようと考えても、そのときにその廃止しようという事業主のその意図が、この全國炭鉱管理委員会に諮つて、自分の意思がその通り可決された場合はいいのであります。この炭鉱は儲からなから、これはどうしても廃止しようと思つても、この炭鉱管理委員会が廃止しては相成らないといふ宣言を受けような場合が仮にありしたならば、非常にこの炭鉱事業主は、経営上に困難を來たすことになるので

あります。然るに何故私がさういふ決り切つたことを申すかといふと、この諮つてという場合にですね、炭鉱管理委員会は、炭鉱の善良な正確な判断ができないで、而もその炭鉱委員会の議が纏まらないといふような場合には、結局商工大臣の考へで、これは諮つてから、やるといふことになる。然るにこの商工大臣が、その炭鉱の廃止に対して正確なる判断をしてくれる場合は結構なんです。ありますが、たまたま事業主の判断と商工大臣の判断とが喰ひ違ふといふような場合があるといふと、この事業主はいわゆる事業経営上不当なる裁定に屈服をして、その結果は採算が取れないといふことが考へられる。私は非常にこの問題は重要なことだと考へておるのであります。が、この辺の見解に對しまして、大臣はどういふふうにお考へになりますか、そこを承りたい。

○國務大臣(水谷長三郎) 成るほど商工大臣は、その山の事情というものに精通しておらないといふ議論は立ちますが、併しながらその商工大臣の下のおりスタッフが、それ／＼の専門家がおりますが故に、こゝいう石炭鉱業の全部又は一部を廃止、又は休止しようといふような申出があつたときにおきましては、十分その判断ができる立場に置かれております。従つて私は商工大臣といひまして、第十條の規定は十分活用できると、このように考へております。

○寺屋重吉 議事進行について……お見渡ししたところ定数も欠けておりますし、もう食事の時間も過ぎておるといふことであります。この際この辺で打切つて、大分年張の御病氣のと

こゝを推して見られておるような委員もあるやうであります。殊に定数も欠けておりますから、明日は少し早目に始めるようにして、本日はこの辺でお打ち切りになつてはいかがですか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○委員長(酒垣平太郎) 速記を止め

〔速記中止〕
○委員長(酒垣平太郎) 速記を始め……、それでは本日はこれを以て散会いたします。明日は九時半からお集まりを願ひます。

午後五時四十分散会
出席者は左の通り。

委員長 酒垣平太郎君
理事 下條 恭兵君
小林 英三君
川上 嘉市君

委員 大島農夫雄君
カニエ邦彦君
酒田 寅藏君
村尾 重雄君
荒井 八郎君
大屋 晋三君
寺尾 豊君
平岡 市三君
堀 末治君
池田七郎兵衛君
入交 太藏君
橋上 保君
林屋龜次郎君
深川榮左衛門君
鎌田 逸郎君
佐伯卯四郎君
宿谷 榮一君
玉置吉之丞君

第十二部 鉱工業委員会會議録第二十六号 昭和二十二年十二月四日

田村 文吉君

藤井 丙午君

帆足 計君

細川 嘉六君

國務大臣

商工大臣

水谷長三郎君

政府委員

商工事務官

平井富三郎君

(石炭廳管理局長)

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局